

監査公表第7号

平成29年（2017年）9月13日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	武	市	憲	一
同	本	郷	俊	史

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（平成29年9月8日付け札総第1300号）」が提出されましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1300号

平成29年（2017年）9月8日

札幌市監査委員 藤江正祥様
窪田もとむ様
武市憲一様
本郷俊史様

札幌市長 秋元克広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

平成29年3月28日に報告を受けた平成28年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置について

監査結果報告年度 平成28年度

監査テーマ 清掃事業について

(1) 指摘

監査対象 局部等	指摘を受けた事項	指摘に対する措置 (検討結果及び対応)
環境局 環境事業 部	<p>【報告書71ページ】 3.3 循環型社会推進課</p> <p>○ 委託業者である環境事業公社が行った業務内容が積算と異なっていることをチェックできなかった点や、委託業務について報告書の提出を求めるなどしていないなど、管理・チェック体制に問題があった。委託業務の細部にわたり管理・チェックする必要がある。</p> <p>また、清掃事業の委託業務は随意契約（特定）も多く、環境事業部全体としても管理を徹底すべきである。</p> <p>清掃事業関係では、多岐にわたる委託業務があるが、その業者選定について随意契約（特定）のものも多数あり、複数年にわたり同一業者が行っている場合も散見される。サンプリングとして、環境事業公社に対する委託業務の中で委託額が最も高額な資源選別センターへの委託業務について監査を行ったところ、環境事業公社が行った委託業務について管理すべき業務内容を把握していないため、チェック機能が果たされていない点があった。選別業務の中の残渣運搬業務について、実際には環境事業公社は委託せず、自らがその業務を行っていたが、札幌市へ提出した委託計算書では委託業務として積算されていた。その点について札幌市が把握していなかったことは、委託管理のあり方として問題である。全体の委託業務の委託費の積算においては、札幌市では環境事業公社から提出された委託費計算書を参考に積算しているため、その業務内容の差による委託費の過大支出までは確認できないが、少なくとも委託業務の管理体制としては望ましいものでない。</p> <p>また、札幌市の行っている委託額の積算についても単純な計算違いがあった。これも結果としては委託費の過払いまでは確認できなかったが、委託業務を管理すべき行政としては、随意契約（特定）も多数あることから、委託業務の管理についてチェック体制の向上を目指すべきである。</p>	<p>環境事業公社が行った、びん・缶・ペットボトル選別業務の中の残渣運搬業務について、実際には環境事業公社は委託せず、自らがその業務を行っていたが、札幌市へ提出した委託計算書では委託業務として積算されていたものです。実際の委託費の積算においては、札幌市は環境事業公社から提出された委託費計算書のほか市所有の選別施設も参考に積算しているため、その業務内容の差による委託費の過大支出までは確認できないが、委託業務の管理体制としては望ましいものでないとの指摘です。</p> <p>この度の御指摘を受け、平成28年度より環境事業公社から「びん・缶・ペットボトル選別事業費実績一覧表」等を提出させ、事業内容の詳細について管理・チェックを行うようにしており、委託費の積算についても、より適正に行うよう努めてまいります。</p> <p>また、随意契約のうち複数者と入札を行わないもの（特定）について、設計・仕様書の内容・参考見積書の内容に相違がないか、管理・チェックを徹底してまいります。</p>
	<p>【報告書72ページ】 3.3 循環型社会推進課</p> <p>○ 地区リサイクルセンターで回収している市民からの再資源化物の受入れについて、委託しているNPO法人の受入</p>	<p>地区リサイクルセンターでは、運営を委託されたNPO法人が、市民から資源物を回収しています。資源</p>

時の計測重量が、業者の料金計算の受入重量と大きく差がある場合があった。札幌市は委託した業務について、管理監督する立場にあり、重量の違算があった場合にはその原因を確認すべきである。

地区リサイクルセンターでは回収日を決めて、市民から再資源化物を回収している。その時に委託されたNPO法人で受入時に計測した重量と、その再資源化物を再資源化業者が回収するときの受入重量と大きく違算が生じており、その点についてNPO法人へその誤差の原因を確認していない。再資源化物は有価物として売却されており、金銭に係わる問題でもあり原因を確認し慎重に対応すべきである。

物の回収時にNPO法人が計測した重量と、その資源物をリサイクル業者が回収する時の受入重量に大きく誤差が生じており、その誤差の原因を確認できていないとの指摘です。

市民からの受入時の重量と再資源化業者の回収時の重量については、これまでも月ごとに誤差が出た時には確認をしてきたところですが、平成 28 年 5 月からは、日付ごとに付け合せを行い、誤差の原因について、NPO法人及びリサイクル業者への聞き取りを行い把握するよう努めております。

NPO法人では、重量計による簡易な計量で、リサイクル業者においては、計量法に基づくトラックスケールにより計量しているため、計量誤差は生じるものではあります。今後は、より一層誤差の原因について把握するよう努めてまいります。

【報告書 98 ページ】

3.4.2 各清掃事務所

○ 北清掃事務所において、年末年始（平成 27 年 12 月 23 日から翌年平成 28 年 1 月 8 日まで）の期間の収集車運転日誌について確認したところ、作業終了時間である入庫時間の記載がすべての職員の日誌において空欄となっており、その上で残業手当の計算がなされていた。そのためどのような残業手当の計算が行われたか、計算根拠を確認したところ、この時期の収集運搬業務を定刻時間内で完了させるため、収集職員全体で行い、個別収集車ごとでの作業でないため記載しないまま失念したが、該当期間中は収集職員全員が同一時刻に終了していたとの報告であった。本来、記載すべき日誌の失念による未記載などはあってはならないことである。また、定刻で終了させるため昼休み時間内に 30 分程度ミーティングを行い、その時間分の残業手当を支給したとのことである。これも休憩時間を職員に与えないことであり、札幌市の職員の勤務時間の規程に違反した行為である。いずれの行為も不適切であるため是正すべきである。

年末年始の収集体制については、この時期は家庭ごみの量

本件は運転日報の職員の記載漏れ及び所属長の確認漏れに起因するものです。その背景として、当該事務所においては年末年始の特別収集体制時に午前中の収集状況を踏まえた午後の収集の車両間の応援体制等を決めるミーティングを昼休憩時間内に行い、相互応援により作業終了時刻がほぼ同一時刻となることから、実入庫時刻に昼のミーティングで短縮された休憩時間を加算した時刻を入庫時間として一律に記載していたものです。

この度の御指摘を受けて、運転日報の入庫時間は実時分を記載するよう、北

<p>が著しく増加し、北海道特有の雪害など、収集運搬業務の障害となるアクシデントも予想される。そのため、業務課では各清掃事務所へ収集車の増車などの特別体制で対応しているが、収集遅れが生じると地域住民から苦情等が来るため、その対応も清掃事務所を通じて職員が行うことになっている。そのような過重な負担を職員へ与えたことが今回の背景にあり、日誌記入漏れや休憩時間の制約につながったと思料される。しかし、これらは規程違反であり、作業管理上も問題である。業務課が管理指導を行い、他の清掃事務所も含め今後、同様の事態が生じないよう改善是正が必要である。</p> <p>札幌市の特別な勤務に従事する職員の勤務時間帯等に関する規程第2条（勤務時間、休憩時間、週休日等）の規程における別表の中で、環境事業部の休憩時間として正午から45分までと定めがあり、その規程に違反していたものである。</p>	<p>清掃事務所に対して指導しました。また、特別収集体制時であっても所定の休憩時間を職員に付与するように是正しました。</p>
<p>【報告書99ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <p>○ 東清掃事務所では、平成28年1月におけるごみ収集車のタコグラフ記録紙を破棄していた。書類の保管について規則の順守が求められる。</p> <p>書類の保存規定の順守は、行政機関として当然であり、それが錯誤による場合であっても問題である。今後同様のことがないよう求めるものである。</p>	<p>本件は、当該事務所における不適切な文書管理に起因するものです。この度の御指摘を受け、保管期限終了前の文書の破棄を行うことのないよう、期間ごとに区分した箱に保管するように整理方法を見直し、廃棄の際に複数職員で確認を行うなど、規則等に基づく文書管理を徹底いたします。</p>
<p>【報告書117ページ】</p> <p>3.5 事業廃棄物課</p> <p>○ 監視カメラのチェック状況及び設置場所について、費用対効果を意識したものとなるよう再検証し改善すべきである。</p> <p>札幌市に上記の監視カメラに人又は車両が撮影されていたものの有無の確認を要請した。そうしたところ、不法投棄者及び不法投棄に用いられたと思われる人や車両等が撮影されたものは、上記約15万枚の中には存在しないとのことであった。</p> <p>平成27年度以前のデータは削除されているため検証不可能であるが、平成27年度以前においても不法投棄者及び不法投棄に用いられたと思われる車両が撮影されたことは、現在の担当者の記憶にはないとのことである。</p> <p>設置場所が妥当と考えるのであれば、撮影の角度、人感センサーが反応してから撮影までの秒数、撮影間隔を適宜変更するなどし、有効な画像データが入手されるよう改善すべきである。</p> <p>この点、札幌市としては監視カメラを設置すること自体に不法投棄抑止効果があると述べている。この点はもっともであるが、そうであればダミーのカメラで足り、年間約150万円の費用を要する撮影機能のあるカメラの設置場所は、適宜移動する等の改善が必要と考える。</p>	<p>本市では不法投棄対策として、不法投棄の発見・警察への通報などを目的に、平成20年度から毎年度不法投棄が多い区域に監視カメラを設置しています。この監視カメラは人感センサーで作動し、画像を本市担当職員のパソコンに転送するもので、その画像により不法投棄者や関係車両などの確認を日々行っています。</p> <p>設置に当たっては、人感センサーの感度や電源確保などの条件の中で、可能な限り適正な個所を選定してきましたが、区域全体をもれなく網羅することができないことから、カメラの撮影範囲外での不法投棄が行われている状況です。</p> <p>御指摘のとおり現在まで撮影された画像の中で警察</p>

		<p>への通報など不法投棄行為の確定にまで至ったものはありませんでしたが、近年不法投棄件数は減少しており、本市の不法投棄対策は一定の効果はあったと認識しているところです。</p> <p>そこで、平成 29 年度は有効な画像を取得すべく不法投棄件数を勘案した移設や増設により設置台数を見直すとともに、設置に当たっても、カメラの設置個所や撮影角度などを更に検討するなど、御指摘の方法で改善を図っていきます。</p> <p>その後、平成 29 年度の結果を踏まえ、平成 30 年度以降の監視カメラの在り方を見直していく予定です。</p>
	<p>【報告書 130 ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <p>○ 札幌リサイクル公社解散時における資産の処分価額の 8 割以上を占める建物、及びその付帯設備並びに計量設備を雑がみ選別センターへ転用することで、建設費、工期の大幅な節減を図っている。しかし、機械装置については購入後、使用していない。その金額は 1.2 億円を超えており使用できない場合にはその損害も多額である。現時点で考えると見通しが甘い購入計画であったと判断せざるを得ない。今後、使用できるものについては、移設等で活用すべきである。</p> <p>札幌リサイクル公社は、札幌市が資源物のリサイクル化及び埋立地の延命を目的として設立したが、その後、国において建設リサイクル法等の法整備を行い、排出業者の意識向上や行政の監督が功を奏し、対象となる廃棄物減少により、経営困難となったものである。その解散までの間、札幌市が種々の財政支援を行ってきたが、厳しい経営見通しの中、清算処理となった。清算時の処理として、札幌市が購入した資産を適正な処分価額で取得しているので、取引価格としての問題は発見されなかった。しかし、購入した資産の中の機械装置については、当初大型ごみ等の処理を計画したが、新たな分別区分となった雑がみの搬入量が多く、その選別に専念することや、市民の協力による破碎対象ごみの減少により運転する機会がなかった。その後、有効利用を検討したものの、結果として使用されていない実態をみると、現時点においては見通しが甘い購入計画だったと判断せざるを得ない。</p>	<p>指摘事項にあるとおり、清算した旧リサイクル公社より取得した旧建設廃材リサイクルセンターは、建屋をはじめ主要な部分を新たな収集項目である雑がみの選別施設として流用することにより、改修費の節約、工期短縮を図ることができました。併せて取得した 2 基の破碎機は、当時処理能力が不足していた大型ごみ、燃やせないごみの処理を行う予定としていましたが、市民力の結果により予想以上のごみ減量が進み、活用する機会を失ったものです。</p> <p>御指摘を受け、2 基の破碎機のうち、移設可能なせん断式破碎機については、篠路破碎工場で燃やせないごみの前処理等に活用するため、既に試験運転を行っています。</p>

<p>【報告書138ページ】 3.7 清掃工場・破砕工場</p> <p>○ 使用許可しているヤードの使用面積について、許可した面積より実際に使用されている面積の方が広い。また、許可した場所は2か所のヤードの一部となっているが、別のヤードも使用されている。そのため、実際の利用範囲は使用許可の申請書に記載されていない場所もある。公有財産管理要領3の現地管理では、現地調査を行い、使用許可を行っている財産の実態把握をすることを求めており、札幌市においても管理責任がある。現在、行政財産の管理は現場責任者へ一任しているが、実際の行政財産の使用状況は許可した面積を大きく超えている時期があり、行政財産の使用許可上、違反状態である。是正すべきである。</p> <p>環境事業公社がチップ工場で行っている事業は、環境事業公社独自の剪定枝等処理事業である。札幌市の行政財産を使用するための申請理由として、環境事業公社では「剪定枝等処理事業は、これまで埋立処分されてきた剪定枝・伐採木等を堆肥や木質燃料にリサイクルし、バイオマス利活用を促進する重要な事業です。本事業は環境事業公社が札幌リサイクル公社から引き継いで6年あまり経過しましたが、剪定枝等の搬入量が変動し事業収入が安定していない状況にあります。このため、今後も健全に事業を継続するためには、札幌市の所有する篠路ごみ資源化工場内チップ工場の破砕機等プラント設備を使用させていただく必要があります。つきましては、事業の公共性並びに安定性のために当該設備の使用料の減免をお願いします。」としている。その申請を受け、札幌市は使用料の一部減免を行い、年間総額約500万円程度で毎年継続して使用許可している。このように、札幌市では公共的事業と見なし、支援を行っており、その上でさらに使用許可した面積以上の使用を黙認する理由は存在しない。使用許可以上の面積については、追加負担を求めるなどの措置が必要である。</p>	<p>環境事業公社が自主事業として剪定枝等処理事業を行うにあたり、剪定枝等の受入ヤードが必要なことから、必要な面積を使用許可しているものですが、篠路清掃工場の廃止に伴い当該地での本市職員の常駐が廃止されて以降、現地調査が不十分な状況となっており、許可している面積を超過して使用している状況となっていました。</p> <p>御指摘を受け、平成29年度から剪定枝受入量の季節変動を見込んだ受入ヤード面積2,600㎡に改めて使用を許可しております。また、公有財産管理においては、白石清掃工場に配置される篠路担当係長事務分掌であることを明確にし、業務履行確認等で現地へ出向いた際など、月一回以上使用許可範囲を逸脱していないかの確認を実施いたします。</p>
<p>【報告書160ページ】 3.10 埋立処理場</p> <p>○ 山本処理場の薬品等の在庫計量について、メタノールの在庫量が数年使用されていない状況である。在庫記録との差異が約3,000ℓ（記録7,488ℓ、実際4,500ℓ）であり、正しく計量を行うべきである。</p> <p>長期末使用の薬品であり、適正な在庫管理が行われてこなかったものである。長期間未使用であっても、適正な管理が必要である。また、長期末使用の場合、その原因等を調査し、処分等の処理の必要性の確認が必要である。</p>	<p>メタノールは数年間全く使用していなかったことから、薬品受払簿上で使用量ゼロ、残量の変動は無いものとしていましたが、揮発性の高い薬品のため自然減となり受払簿と整合性が取れていなかったものです。</p> <p>御指摘を受け、実際の貯留タンク残量と薬品受払簿の残量を一致させる記録とし、蒸発等の外部要素で減少した場合は薬品受払簿にその理由を記載する管理へ改めました。</p>

	<p>【報告書194ページ】</p> <p>3.12 発寒清掃工場、発寒破碎工場の事故について</p> <p>○ 定期整備に際しては、点検項目以外にも、総合的な安全点検の視点を盛り込むべきである。</p> <p>発寒清掃工場においては、他の清掃工場と同様、定期点検が実施されていた。同工場の煙突先端部のノズルカバーについても、錆がいつ発生したかという時期は特定されていないものの、改修を行った平成26年6月以降に定期点検を実施していた。</p> <p>この定期点検の際、点検項目につき異常があるかどうかを確認するとともに、特に不定期に改修を行うような箇所については、より詳細な点検を実施することで、想定外の事故の発生を未然に防止できる可能性が高まる。</p> <p>清掃工場等の巨大プラントでは、ひとたび事故が発生した場合の被害規模が甚大となることから、フェイルセーフとして安全対策は幾重にも施行される。</p> <p>それゆえ、想定外の事故の防止に資するよう、点検項目に限られない、プラント全体の総合的な安全の観点から、定期整備を活用するべきである。</p>	<p>発寒清掃工場では、平成26年度に煙突ノズルカバーの改修を行いました。当該ノズルカバーについては、定期的に改修を行う場所ではないことから、他の定例の定期点検項目とは別に、改修後の状況確認のための点検を実施しておりましたが、想定外の要因により錆の飛散事故に至りました。</p> <p>御指摘を受け、想定外の事故を未然に防止するため、今後は清掃工場等の整備期間を活用し、定期点検項目とは別に総合安全点検を実施します。</p>
<p>一般財団法人札幌市環境事業公社 (所管：環境局環境事業部)</p>	<p>【報告書187ページ】</p> <p>3.11 一般財団法人札幌市環境事業公社</p> <p>○ 平成24年度から自社で行っている残渣運搬業務について、直営業務であるのに委託費として札幌市へ見積りを提出していた。もし、今回の外部監査で委託費積算についてのチェックがされなければ、発見されていない可能性があった。今後、委託契約に基づく委託業務の積算を行うべきである。</p> <p>今回の残渣運搬業務について、その委託業務として札幌市へ委託積算した金額と自社業務として行った実際額について、その差額の再計算を環境事業公社へ求めた。その差額は以下のとおりである。</p> <p>実際費用－委託積算額＝平成24年度 1,031千円、平成25年度 △2,537千円、平成26年度 △1,519千円、平成27年度 △1,433千円（マイナスは利益）</p> <p>以上のように積算額どおりの要求が札幌市から承認されれば、環境事業公社に利益があったことになる。実際には札幌市における委託発注においては、委託費積算を札幌市として別途、行い委託費支払を行っており、結果として札幌市に損害があったとまでは認定できなかったが、今後、このようなことがないように、札幌市と環境事業公社は責任を持って対応すべきである。</p> <p>また、上記のようなことが行われていると、札幌市の委託事業が委託収入によって賄われているものかどうかの判断を行えず、委託事業の継続性の判断を誤ったものとさせる可能性がある。事業損益の正確性が必要である。</p>	<p>御指摘は、札幌市より受託している「びん・缶・ペットボトル選別事業」に含まれている残渣運搬に関する積算方法についてであります。</p> <p>その残渣運搬業務については、平成23年度までは運転委託業務に含んで発注しており、札幌市に提出する参考見積資料においても委託業務としておりました。</p> <p>しかし、平成24年度より残渣運搬を直営業務とした後も、提出する参考見積資料の変更を失念し、委託業務での計上を継続したものであります。</p> <p>なお、平成29年度分の参考見積資料は、実査時の御指摘に基づき是正を行い札幌市に提出しております。</p> <p>また、今後についても、確認等を徹底して参考見積資料を提出いたします。</p>

(2) 意見

監査対象 局部等	意見を受けた事項	意見に対する措置 (検討結果及び対応)
環境局 環境事業 部	<p>【報告書60ページ】</p> <p>3.2 総務課</p> <p>・ 市民へ公表する環境事業部の清掃事業の業務に関する費用分析について、その使用する建物や設備等の減価償却計算を行っているが、その稼働状況を確認した上で設備等の未償却額を開示し、稼働していない設備や除却した建物等については、除却損失額の開示を行うべきである。また、土地等の非減価償却資産の購入額及び追加支出額についても開示すべきである。将来的には発生主義会計をもとにフルコストまで算出できる計算方法に改めるべきである。</p> <p>現在、公表している費用分析では、設備投資に充てられた金額について以下の点から開示が不完全であり、環境事業部の清掃事業の業績評価について誤った判断を市民が行う可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投下した資本額（設備投資額）と減価償却額及び未償却残高額の計算が開示されていないため、資本の回収状況が不明である。また、清掃事業に関する資産の種類ごとの耐用年数基準が国から示されておらず、札幌市においても耐用年数基準が明確であるとまではいえない。 2 追加投資された支出について、資本的支出（減価償却対象額）と収益的支出（期間費用）の基準が設定されていないため、追加投資の効果がわからない。 3 使用していない減価償却資産については減価償却を中止し、その使用していない事由とともにその時点での未償却残高額を開示すべきである。 <p>現在、環境事業部の費用分析の算出方法は、（公社）全国都市清掃会議による廃棄物処理事業の原価計算の方法をもとに一部、札幌市独自の手法を取り入れたものであるが、減価償却資産の稼働状況を確認して、減価償却計算を行うべきである。今回の外部監査では、現在、あいの里の旧札幌市廃棄物空気輸送施設がごみ収集の施設として稼働しておらず、施設の一部が建設当初とは異なる目的で使用されていること、白石清掃工場の灰溶融設備の一部及び車両管理事務所が稼働していないことが確認された。これらの設備等の一部又は全部については将来的にも稼働する可能性のないものであり、使用していない状況及びその事由と未償却額を開示すべきである。</p> <p>環境省通知では、清掃事業について市町村が責任をもって遂行し、コスト削減のみを目的に自由競争にその事業を委ねることを否定しているが、市民に対する清掃事業のコスト分析の公表についてまで否定しているわけではない。清掃事業における設備投資状況を市民へ開示すべきである。（図表省略）</p> <p>資本的支出と収益的支出の区分基準としては、例えば法人税法（昭和40年法律第34号）の基準を利用することが考え</p>	<p>現在、環境事業部では清掃事業の費用分析を行い、ごみ種別（燃やせるごみ、燃やせないごみ等）の1t当たりの収集・処理費用を算出し、その結果を市ホームページや清掃事業概要等に掲載しております。しかし、収集・処理費用算出の根拠となる建物や設備等の減価償却額や未償却額、非稼働である設備や建物等の除却損失額は公表しておりません。</p> <p>この度の御意見を踏まえ、今後は費用算出の根拠となる建物や設備等の減価償却額や未償却額、非稼働である設備や建物等の除却損失額を市ホームページ等で公表いたします。</p> <p>また、土地等の非減価償却資産の購入額や追加支出額も併せて公表いたします。</p> <p>なお、発生主義会計に基づくフルコスト算出手法の導入については、今後の札幌市の会計手法の動向を踏まえ検討を行うことといたします。</p>

	<p>られる。</p> <p>法人税法では、固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は収益的支出である修繕費であり、使用可能期間を延長させるもの、又は価値を増加させるものである場合には、その延長及び価値を増加させる部分の金額は資本的支出として処理することになっている。</p> <p>将来的には環境省の公表している一般廃棄物会計基準の採用を含め、発生主義会計に基づく費用算出及び分析へ変更すべきである。（図表省略）</p> <p>環境省が定めた一般廃棄物会計基準の意義として、以下のよう説明されている。</p> <p>「（前略）一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者による事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。」</p> <p>このように、市町村は積極的な会計情報の開示が求められており、できるだけ正確で有用な会計情報の開示に努めることが札幌市には必要である。</p>	
	<p>【報告書64ページ】</p> <p>3.3 循環型社会推進課</p> <p>・ 札幌市は、現在の条例で定める事業系一般廃棄物の処理手数料をもって排出者である事業者から徴収できる上限額としているが、札幌市が臨時的に行うことが前提の処理手数料の状況や人件費の積算状況に違いがあること、また、一社許可により競争原理に基づく市場価格が形成されないなどの点を踏まえると、別途、許可業者の業務状況を勘案して適切な処理手数料かどうかチェック機能を働かせるべきである。</p> <p>事業系一般廃棄物の処理手数料は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第46条において、「第30条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める手数料を徴収する」と規定し、別表1において事業系一般廃棄物の処理手数料20L当たり税込130円として、その処理手数料を上回る処理手数料を事業系一般廃棄物の処理業者は徴収することができないことになっている。同第30条第2項では、「市は、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする」と規定しているとおり、この130円の処理手数料は、札幌市が事業系一般廃棄物を収集運搬して処理する場合が前提となっている。しかし、現在は札幌市の許可した環境事業会社という民間業者一社が行っており、札幌市が直接、収集運搬して</p>	<p>許可業者が徴収する料金は、廃棄物処理法第7条第12項で、「条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額を超える料金を受けてはならない」と規定されておりますが、環境事業公社の現在の設定料金については、この範囲内で設定されており、当該事業の収支状況についても、収支はほぼ均衡していることを確認しております。</p> <p>なお、これまで、環境事業公社の財務状況については毎年確認をしておりますが、この度いただいた御意見を踏まえて、より一層のチェック機能の向上に努めてまいります。</p>

処理する可能性があるのは、災害等の特別な状況が生じるなどの臨時的に行う場合に限定されるものである。よって、定期的に収集して処理する場合の処理手数料と札幌市が臨時的な状況で処理する場合の処理手数料は当然に区別され得るものである。そこで、札幌市が定めた処理手数料について、どのように積算されているのか、札幌市にヒアリングを行った。札幌市では事業系一般廃棄物の上限額とされる条例での処理手数料（税込 130 円/20L）の積算について、人件費の積算の前提となる人員体制が運転手 1 人、助手 2 人の 3 人体制で行っているとの回答であった。これは札幌市の職員が行う場合には、運転手はその運転に専属し、ごみ収集は助手の 2 人で行うこととしており、札幌市が直営で行っている家庭ごみと同じ人員体制となるためである。

一方で、許可された処理業者である環境事業公社の人員体制は、札幌市の人員体制が適用されないため、現在、運転手 1 人、助手 1 人の 2 人体制で行っており、その結果、環境事業公社では、人員に係るコストについて札幌市が行う場合に比べ低減された手数料（税込 125 円/20L）となっている。これは、条例の処理手数料の上限額を下回っているが、そもそも人員体制が札幌市と環境事業公社では異なっているため、札幌市の処理手数料を上回る可能性はかなり低いのが通常であると考えられる。

また、今回、外部監査人が人員体制の差異に着目して処理手数料の積算を行った結果、運転手 1 名、助手 1 名、収集運搬量を実勢に合わせて積算した手数料の試算では税込 122 円程度となった。もっとも、他の経費項目に差異がある場合は試算額が増減するが、前述の算出では、現在の環境事業公社の処理手数料はこの試算を超えていることになる。

また、札幌市が事業系一般廃棄物の収集業者を一社許可としていることにより、複数の処理業者間での競争原理に基づく市場価格が形成されることがない状況でもある。このような現状において、適切な処理手数料としては、2 人体制による場合の処理手数料を札幌市が積算し、環境事業公社の処理手数料が適正な価格であるかどうかのチェック機能を働かせるべきである。

札幌市は、これらの処理手数料が妥当な価格かどうかのチェック機能を、本来、一社許可となった時点から働かせるべきものであった。何故なら、一社許可の前提は、一社許可が事業系一般廃棄物の収集体制として効率的なものであるとの判断に基づいており、その効率的な収集体制であるかどうかの経済的評価としては、効率的で適切な費用積算に基づく排出者である事業者が負担する処理手数料として現れるためである。市場価格が形成されない場合の処理手数料の妥当性の判断は札幌市が自ら行う以外方法がなく、排出者が負担する処理手数料の妥当性については、札幌市においても説明が求められるものとする。

また、効率性のみで判断せず、札幌市の廃棄物処理責任に基づき一社許可とする場合の処理手数料については、許可業者の実態等を確認した上で積算すべきである。

環境事業部においては、事業系一般廃棄物の収集運搬を行う処理業者の許可権限を有し、併せて事業系一般廃棄物の処理手数料に係る条例を作成する事務を所管しており、その作成にあたっては、適正かつ合理的なものとなるよう努めるべきである。

一般的に処理手数料の積算方法としては、以下の内容について検討を行い、この計算に処理施設への搬入量に応じた処分手数料が加算され、決定される。

経費項目	内 訳
①人件費	運転手・収集員の給与、手当、社会保険料
②減価償却費	車両購入価格／耐用年数
③燃料費	燃料、オイルなど
④修繕費	修理費、車検費
⑤消耗品費	自動車消耗品
⑥保険・税	自動車保険・自動車税
⑦事務費	営業所の賃借料、事務職員の給料など
⑧適正利益	①～⑦の合計額に一定率を乗じて算出

(包括外部監査人作成資料)

なお、一般財団法人である環境事業公社については、非営利法人である点を考えると、適正利益の考え方について、一般営利企業と同じ利益率等を用いて算定するのが妥当かどうかとも検討の余地がある。

【報告書 82 ページ】

3.4.1 業務課

・ 委託業者の施設、人員、及び財政的基礎の調査を十分に 行うべきである。

札幌市は昭和 52 年以降、家庭ごみの収集運搬業務を現行 8 社に固定的に委託している。札幌市は、その理由として、現行 8 社により現在まで安定的に業務が履行されてきたことを挙げている。

このような実績は確かに一定程度重視されるべきである。しかし問題なのは、次年度も安定した業務が提供されるに足る各種基盤の有無である。過去の実績の有無と、将来の安定した業務提供の見込みの有無とは、区別して考えなければならない。廃棄物処理法施行令第 4 条第 1 号が委託業者に対し、受託業務に関する相当の経験のほか、施設、人員、及び財政的基礎を基準として挙げているのは、過去の実績のみならず、将来の安定した業務提供の蓋然性を確認することを求める趣旨と解される。

また、現行 8 社の株主構成や経営方針に変更があれば、同じ会社が業務を受託するにしても、業務の安定性に影響を及ぼすおそれが出てくる。

仮に札幌市が家庭ごみの収集運搬業務において新規参入を認めない方針を継続するのであれば、その分、現行 8 社に対する業務の安定性に関する事項を子細に確認しなければ、その取扱いは正当化されないように思われる。

札幌市の運用をみると、施設については業務に必要なパッ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条には、「市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準」として、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定している。本市の家庭ごみ収集運搬業務の委託業者の選定に当たっては、業務を遂行するに足る施設、人員の確認は車両一覧や従業者一覧などにより確認しているものの、財政的基礎の確認については十分といえない状況であることから、今回の御意見に至ったものです。

この度の御意見を受け、
指名前に対象業者に財務諸

	<p>カー車等の使用車両一覧及び車検証、人員については作業従事者名簿及び役員名簿の提出を受けている。</p> <p>しかし財政的基盤については特に確認をしていない。</p> <p>この点について札幌市にヒアリングしたところ、現行8社が札幌市入札資格者登録をしており、札幌市財政局管財部契約管理課（以下「契約管理課」という。）で資格審査を実施しているため、改めて環境事業部での確認は要しないと判断しているとのことであった。</p> <p>そこで契約管理課による資格審査の内容を見ると、原則としては、役務提供等を行う競争入札の参加資格審査は3年に1度行われ（札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第4条第1項）、その際には財務諸表を提出することとされている（同第5条第1項、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領運用指針の要領第5条関係1(2)ア(ア)）。</p> <p>しかし、廃棄物処理法において委託先の財政的基礎の確認が敢えて規定されていることからすると、その確認は業務の安定性の見地から一般的な契約関係において求められるものよりも加重されたものと解するのが自然であり、競争入札の参加資格審査がなされたことを以て廃棄物処理法上の求める要件が満たされているとみなすことには無理がある。</p> <p>それゆえ、新規業者の参入等による競争原理を働かせないのであれば、それだけ業務の安定性を重視しているということになるから、その安定性の確認のため競争原理を働かせないことを正当化しうるに足りる委託先の財政的基礎を確認すべきであり、その旨現行8社に理解と協力を求めるべきである。例えば財務諸表の提出を毎年受けるなどして、最低限の財政的基礎を確認するのが妥当と考える。</p> <p>以上から、上記のとおり意見する。</p>	<p>表等を提出させ、その評価を行うなど、財政的基礎を十分に確認することといたします。</p>
	<p>【報告書83ページ】</p> <p>3.4.1 業務課</p> <p>・ 委託業者の労働条件調査による労働者への支払賃金の額のほか、委託業務に従事する作業員における正規職員・非正規職員の比率などの状況を把握して、必要に応じて労働条件の改善について委託業者に要請すべきである。</p> <p>札幌市では労働条件調査をしており、委託先作業員の平均賃金等を認識しているが、その額は必ずしも高いものとはいえない。</p> <p>札幌市は現行8社により安定した業務が履行できているとしているが、賃金が低い（何を以て低いと考えるかは評価の問題であるが）場合は業務に対する熱意やモチベーション、さらには勤務継続に対する意欲についても良い影響は生まれず、安定かつ確実な委託業務の履行に猜疑が生じる余地がある。</p> <p>以上から、上記のとおり意見する。</p>	<p>平成25年度より、家庭ごみ収集運搬業務の受託業者に対し、賃金・正規雇用率の状況を把握するために毎年度、調査を実施しているところです。</p> <p>収集運搬業務従事者の賃金が低い場合や、正規雇用率が低い場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が要請する、安定かつ確実な業務の履行に影響を及ぼす一因となり得ることから、この度の御意見を受け、賃金・正規雇用率の状況調査を継続して行うこととし、これらの労働条件により業務の確実な履行に影響を生じると判断された場合には、受託業者に対し、</p>

	<p>【報告書 84 ページ】</p> <p>3.4.1 業務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検整備の見積合せにおいて、契約締結に至る回数が多い業者に対し、参加の機会を増やすべきである。 <p>車検整備は平成 27 年度で 129 件ある。 その委託額の合計額は 4,601 万 1,240 円にのぼっている。 車検整備は 3 社見積りの上で、最も低価格の見積りを提示した業者に外注されている。その際、ディーラー以外の整備会社については、見積合せに参加する機会をほぼ均等に与えられている。</p> <p>この運用は契約締結に至る率が高い業者、すなわち企業努力等により廉価の見積りを多く提示している業者に対しても同様であり、次年度において当該業者に見積合せに参加する機会を増加させるなどの取扱いはなされていない。</p> <p>しかし、契約締結に至る率が高い業者を見積りに多く参加させることは、業者に企業努力を促す動機付けになるといえ、ひいては札幌市の支出を抑えることにつながり、経済合理性があるといえる。</p> <p>よって、以上のとおり意見する。</p>	<p>改善について要請いたします。</p> <p>車検整備の見積合せですが、地元中小企業の育成及び地元経済の活性化を図る観点から、ディーラーよりも地元中小企業に見積合せへの参加機会を多くしております。</p> <p>その際、これまでの各地元中小企業の見積合せの参加回数ですが、可能な限り均等に参加する機会を確保しておりました。</p> <p>この度の御意見を受け、今年度当初より昨年度に多く契約を締結するに至った業者に対し、車検の見積合せの参加機会を増やしました。</p>
	<p>【報告書 86 ページ】</p> <p>3.4.1 業務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会及び区協議会への助成金の交付及び額の妥当性について、対象事業の内容とその成果を確認の上、助成額を検討するべきである。 <p>札幌市は、同市を清潔で住みよい街にすることを目的に連絡協議会及び区協議会に助成金を交付している。しかし、その効果が測定できていない状況にある。無論、清潔で住みよい街を目指す連絡協議会及び区協議会への助成金交付の目的は定性的なものであり、直ちに測定可能なものではない。よって、これら連絡協議会及び区協議会による地道な啓発活動等による効果が測定できないからといって、助成金の交付が直ちに不適切ということにはならない。</p> <p>しかし、効果が直接測定できないのであれば、効果をもたらすと思われる活動の内容といった定性的な面からのみではなく、その回数、頻度等といった定量的な面をも確認の上で助成金の交付及び額の妥当性を検討するべきである。</p> <p>また、そもそも本件助成金交付に係る連絡協議会からの実績報告には、区協議会の活動内容が含まれていない。すなわち、連絡協議会を通じて交付された区協議会への助成金がどのように活用されたのかが札幌市に報告されていない。よって、札幌市としては助成金の交付及び額の妥当性を検討できない状態にある。しかし、少なくともここ 3 年は要綱上の上限額が支給されているため、助成金支給の適切性に疑問の余地が生じる。この点、札幌市は、区協議会の実績報告は連絡協議会において確認済みであるとして連絡協議会の実績報告のみで足りるとしているが、助成金の大半が連絡協議会を通</p>	<p>これまで各区クリーンさっぽろ衛生推進協議会の事業実績及び収支決算報告は、クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会事務局へ報告されておりましたが、札幌市への報告は、クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会の事業実績と収支決算の報告を行っておりました。</p> <p>この度、各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動状況が確認できる報告書等の提出を求め、そのうえで助成金支給の是非及び額の妥当性の検討が必要との御意見がありましたので、今後は、クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会の実績報告及び決算報告と併せて各区クリーンさっぽろ衛生推進協議会の事業報告及び決算報告を札幌市へ報告することとし、各協議会の活動内容を確認のうえ助成額の妥当性を検討いたしました。</p>

	<p>じて区協議会に配分されている以上、札幌市において区協議会の実績報告の確認のため、その内容等を記した報告書の提出を求め、その上で助成金の交付及び額の妥当性を検討することが必要というべきである。</p> <p>よって、上記のとおり意見する。</p>	
	<p>【報告書96ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <p>・ 各清掃事務所において、市のごみ収集車に搭載されているタコグラフに関するヒアリング及び関連資料とサンプリングによる監査を行い、タコグラフ記録紙と直営の収集車運転日誌を突合したところ、事務所車庫への入庫時間とタコグラフ記録紙の運転終了時間に 30 分以上の開きがあったものも発見された。一日の収集業務について、作業の標準時間を定めているが、業務の関連時間の設定について、業務状況も継続的に変化しており、定期的にその関連時間の見直しを行い、適正な運営に努めるべきである。</p> <p>また、本庁業務課は、収集車運転日誌の記載方法等に関する研修の実施、タコグラフ記録紙の業務管理への活用、残業時間の積算方法の統一等について、各清掃事務所へ指導すべきである。</p> <p>この意見については、すべての清掃事務所が該当する。</p> <p>タコグラフ記録紙には、収集車の稼働した時間及び運転速度が記録されている。収集車の業務管理上、タコグラフ記録紙の情報を確認し有効活用すべきである。タコグラフ記録紙を確認することは運輸事業では一般的なことであり、法定速度及び労務時間の適正管理に利用されている。今回の外部監査でタコグラフ記録紙の情報を有効活用しているか、サンプリングによる監査を行ったところ、すべての清掃事務所毎日タコグラフ記録紙を収集車の運転職員から提出させて法定速度を厳守しているか確認はしているが、収集車の運転時間や休憩時間など、効率的な業務管理に有効利用していなかった。運転した職員が作成する収集車運転日誌の業務開始時間である出庫時間と業務終了時間である入庫時間が、タコグラフ記録紙の運転時間と大きな開きある場合には、職員に聞き取りを行うなどして業務管理のために活用すべきである。</p> <p>また、業務課では、清掃事務所の収集職員について、1日の作業時間基準を策定して作業の標準時間を定めている。その標準時間は、実作業時間と作業関連時間等により構成されている。作業関連時間としては作業開始後、作業打合せ5分、体操10分、始業点検10分、給油5分、中間点検5分、洗面手洗5分、作業打合せ5分、終業点検10分、洗車10分、日誌記入5分の計70分と見なして設定されている。サンプリングした収集車運転日誌及びタコグラフ記録紙をもとに一日の作業時間を試算すると、関連時間で設定されている時間以上となっているケースが散見された。また、それがタコグラフ記録紙の運転終了時間と清掃事務所車庫への入庫時間との開きにつながっていると予想される場合もあった。清掃事務所では、これらの点について関連時間の妥当性の検証等が行われてきていなかった。関連時間はタコグラフ記録紙</p>	<p>各清掃事務所では、過去に、時間外認定の起算を収集車運転日誌の入庫時間とする取扱いとしていたところですが、一部清掃事務所では、行政事務職員等が収集車両の入庫を目視して記録した時間を時間外認定の起算の基礎としていました。このため、収集車両運転手に対して入庫時間を厳密に記載する指導が徹底されていない場合があります。また、タコグラフ記録紙の運転終了時間と運転日誌上の入庫時間に大きな開きがある場合については、タコグラフの記録時間に狂いが生じている場合や、清掃事務所に帰所後、車両の自動浄化装置が長時間作動する場合などによるものであることが確認されましたが、その理由について毎日運転日誌等に記録してはいませんでした。</p> <p>また、日報記入時間や洗車時間などの業務の関連時間については、長期間、適正であるかどうかの確認がされていない状況にありました。</p> <p>このような状況から、この度の御意見に至ったものであります。</p> <p>この度の御意見を受け、既に、時間外認定の起算の基礎を改めて収集車運転日誌の入庫時間とし、運転手が入庫時間を正確に記載するように、改めて清掃事務所に指導済みです。併せて、運転日誌の入庫時間とタコグラフの運転終了時間に開</p>

	<p>の記録にはカウントされるものではないが、一日全体の作業時間のあり方、効率的な作業管理の指標にも影響するものであるところから、定期的に実際の作業状況を確認して見直すべきである。</p> <p>それぞれの清掃事務所における残業時間の計算の基礎となる残業開始時間について、収集車運転日誌に記載された作業終了時間である入庫時間に関連時間を加算している清掃事務所とそうでない清掃事務所が存在する。また、本来車両の稼働停止時間であるタコグラフ記録紙と収集車運転日誌の入庫時間がほぼ一致している車両とそうでない車両があり、収集車運転日誌の記載方法を職員への指示、研修等で統一する必要がある。最終的な残業時間の承認については、清掃事務所長権限であるため、残業承認の結果であろうが、事後において客観的に確認する資料が存在していない上、処理が清掃事務所全体で統一されていないのは適正な処理ではない。</p>	<p>きがある場合について、理由を確認し記録するよう清掃事務所に指導済みです。</p> <p>また、関連時間については一部見直しを実施しておりますが、今後も、業務状況に応じた関連時間の設定に努めます。</p>
	<p>【報告書 97 ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ収集運搬業務の委託業者の超過時間算定に用いられる関連時間を定期的に検証すべきである。また、ヒアリングの状況から西清掃事務所では、積極的に委託業者とコミュニケーションをとり、収集状況の情報収集を行っていた。他の清掃事務所でも積極的に委託業者と情報共有を行い、効率化に努めるべきである。なお、本庁業務課では、それらの情報を各清掃事務所から情報収集後、整理してフィードバックする方法などを検討すべきである。 <p>委託の収集車の業務において、業務開始時間及び業務終了時間については、見なしによる業務開始時間から清掃工場への最終搬入時間に作業関連時間を加算し作業時間として計算し、一日の収集作業の標準時間として設定された作業時間を超えると1時間単位で超過時間の超過料金が委託業者へ支払われる。作業終了時間の確認は、清掃工場への最終搬入時間が打刻された計量伝票が客観的な確認書類として用いられるが、作業終了時間に加算する関連時間の設定が妥当かどうかの定期的に検証がなされていない。</p>	<p>家庭ごみ収集運搬業務の受託業者の収集車が帰社後に行う運転日報記載時間や、洗車に要する時間等、受託業者の超過時間算定に用いられる関連時間については、長期間、適正であるかどうかの確認がされていないため、この度の御意見に至ったものです。</p> <p>この度の御意見を受け、受託業者の超過時間算定に用いている、本市が設定している関連時間が適正であるかどうかについて、検証をいたします。</p> <p>また、受託業者との情報共有を基にした収集の効率化を図るよう、清掃事務所に指導済みです。</p>
	<p>【報告書 98 ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ収集運搬業務の委託業者作成の作業報告書について、作業報告書の記載内容が清掃事務所によって違いがあり、また、運転手によって違いがある。記載方法を統一すべきである。本庁業務課では委託業者対象の研修等を行うべきである。 <p>委託業者の作成する作業報告書は清掃事務所への提出義務があり、記載事項が定められているのであるから、作業管理上も重要な作業報告書の記載について委託業者へ指導をすべきである。</p>	<p>平成28年度まで、家庭ごみ収集運搬業務の契約書添付の仕様書で定める受託業者作成の作業報告書の様式に、過去に地区別ごみ量の調査業務を実施したときに使用していた「地区別ごみ量」という欄が、本来は既に不要であるにもかかわらず記載されていました。</p> <p>清掃事務所によっては、受託業者に対し、この「地区別ごみ量」欄への記入を</p>

		<p>指示していたため、清掃事務所ごとに「地区別ごみ量」欄の記載の有無が違っている状況であったことから、今回の御意見に至ったものです。</p> <p>今回の御意見を受け、平成 29 年度契約の様式から、「地区別ごみ量」の欄を削除しております。</p>
	<p>【報告書 99 ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 南清掃事務所においては、立地上等の事情で目視による直営収集車両の入庫が確認できない状況になっている。そのため、作業開始及び終了時間の確認ができていない。確認方法を改めるべきである。 <p>多数の清掃事務所では作業終了時間の確認を車両入庫の目視により行っているが、作業終了を目視により確認できない清掃事務所があり、職員からの報告のみをもって作業終了としている。作業の終了時間の確認は残業時間の計算のもとになるものであり、他の清掃事務所と比較しても問題である。何らかの措置が必要である。</p>	<p>本来、各清掃事務所に対し、直営車の作業終了時間の起算は運転手が収集運転日誌に記載する入庫時間とするよう指導していたところ、一部の清掃事務所では、行政事務職員等による入庫の目視時間を起算時間としておりました。また、南清掃事務所については、本来の起算方法である収集運転日誌に記載する入庫時間を作業終了時間の起算としておりました。</p> <p>このように、清掃事務所により作業終了時間の確認方法が異なっていたことから、この度の御意見に至ったものです。</p> <p>作業終了時間の記録と確認は、収集運転日誌への入庫時間の正確な記載の徹底により、適正に行えるため、今回の御意見を受けて、改めて、全清掃事務所において、収集運転日誌に運転手が記載する入庫時間により作業終了時間の確認を行うよう統一しております。</p>
	<p>【報告書 102 ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみパト隊の業務日誌の記載は、ごみパト隊の設置目的から逆算の上、その日々の活動内容の把握及び監督が可能なものとするべきである。 <p>ごみパト隊は普及業務において市民と最も近い位置にあり、適正な家庭ごみ排出の普及のためにはその活動内容を適切に把握の上、管理監督することが各清掃事務所に求められ</p>	<p>ごみパト隊の業務日誌は、パトロール件数やごみステーション浄化の件数、住民指導の件数や啓発件数等、数値のみの報告であり、住民や管理会社の協議内容は、口頭により報告していました。</p>

	<p>ている。</p> <p>しかし、各清掃事務所の業務日誌を査閲したところ、記載の具体性に欠け、具体的に何をしたのかが明確に把握できないものが散見された。</p> <p>この業務日誌の記載では例えば以下の点が不明である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションパトロールで巡回した地区名はわかるが、その地区のどのエリアを巡回したのかが不明である。 ・ ステーション浄化についてもどのステーションを浄化したのかが不明であり、使用状況の悪いステーション情報の蓄積が出来ない。 ・ 管理会社協議の件数と、協議を行った地区名は分かるが、どの管理会社と、どのような協議を行い、そこでどのような問題点が生じているのか、また、これに対して行った対策の有無や内容、今後の継続協議の要否やその場合の検討課題が不明である。 ・ 住民協議においても件数と地区名は分かるが、管理会社協議と同様の事項が不明である。 ・ その他に行った業務内容の記載が特記事項欄を含めて記載が無く、具体的活動内容の概要が把握できない。 <p>このように、業務日誌には適正な家庭ごみ排出の普及のために行った活動内容が具体的に記載されていないものがある。このような業務日誌を見ても清掃事務所としては業務内容を適切に把握できず、ごみパト隊の業務を管理監督することが困難であるように思われる。よって、業務日誌は日々管理者に報告（供覧）されているものの、その記載内容及び報告態様が妥当か否かには異論もありうるというところといえる。</p> <p>ごみパト隊は、ごみステーションに関する様々な問題に対応することを目的に設置されている。よって、管理会社協議及び住民協議についてはどのような問題が生じ、これにどのように対応すべきかが記載されるべきである。また、その記載がなければ、管理者としては業務日誌の補充を求めるべきであり、上記のとおり意見する。（業務日誌例省略）</p>	<p>この度、ごみパト隊は、ごみステーションに関する様々な問題に対応することを目的に設置されている。よって、管理会社協議及び住民協議についてはどのような問題が生じ、これにどのように対応すべきか記載されるべきとの御意見を受け、今後は当日の業務内容を明確に記載するとともに、管理会社や住民との協議内容について、相手方や内容の要点を業務日誌に記載いたします。</p>
	<p>【報告書105ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正排出開封調査のうち、排出者特定の上、個別指導をした場合の記録を適正に行うべきである。 <p>不適正排出開封調査により個別指導をした場合は、個別指導実施記録の作成が必要であり、当該記録が不適正排出者に対し初回指導（訪問指導又は連絡票の交付等）を行うのか、注意書等の交付へと進むか否かの判断基準となる。</p> <p>そこで当該記録の作成状況を確認するべく、サンプリングとして豊平清掃事務所の平成28年4月分の業務日誌を確認し、不適正排出調査のうち排出者特定とされているものが、適切に個別指導実施記録に記載されているかを確認した。</p> <p>結果として、適切に記載されていないものが11件見受けられた。</p> <p>適切に記載されていない理由については、豊平清掃事務所からは、そもそも業務日誌の記載ミスがあったこと、業務日</p>	<p>住民に個別指導を行った場合は、業務日誌に記入するとともに個別指導記録簿に転記のうえ、集計等を行っておりますが、業務日誌と個別指導実施記録簿の件数に差異があり、転記漏れがあることを指摘されました。</p> <p>この度、チェックボックスを設ける等の転記漏れ防止策を講じるよう意見がありましたので、業務日誌にチェック欄を設け、転記漏れ防止策を講じました。</p>

	<p>誌にミスはないが個別指導実施記録への記載漏れがあった等の報告を受けた。</p> <p>これらの手違いは、排出者を特定した場合において、業務日誌に個別指導の有無、個別指導実施記録への入力の有無についてチェックボックスを設け、これらを実施した場合にはチェックボックスにレ点をつける等の工夫で解消されると思われる。</p> <p>個別指導実施記録の作成は要綱で定められているばかりでなく、指導内容にも影響するものであるため、上記のとおり意見する。</p>	
	<p>【報告書107ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃事務所は備品の管理について、備品整理票の貼付漏れがないことを再確認するべきである。また、不鮮明な備品整理票については、新しいものに貼り替える必要がある。 <p>備品の中には、車両整備関係で備品整理票が貼付しづらい備品がある。このような備品については、以下のような工夫が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品整理票そのものを小さくして貼付する。 ・ 備品を収納する袋に貼付する。 ・ 備品を保管するロッカーに貼付する。 ・ 備品と備品整理票をカメラで撮影、ファイリングし、すぐに備品使用簿のどの備品か判別できるようにする。 ・ 他の清掃事務所と連絡を取り合い、どのような備品整理票の貼付をしているか確認する。 <p>備品整理票貼付について重要なことは、備品使用簿と記載されている実際の備品とがすぐに突き合わせることができるようになることである。</p> <p>備品整理票が貼付されていない場合（備品整理票が不鮮明な場合を含む）、備品使用簿に記載されている備品がどれであるか確認することができない。備品使用者はどの備品か理解していても、時間の経過や業務の引継の際にどの備品が使用簿における備品使用かわからなくなる可能性がある。</p> <p>備品整理票の適切な貼付は、備品管理において重要な要素である。</p>	<p>本件は、清掃事務所の備品管理の不備に起因するものです。御意見を受け、備品整理票の貼付漏れがないことを再確認し、不鮮明な備品整理票については、再貼付を実施しました。</p> <p>今後は、備品整理票に貼付漏れのないように適切に管理し、適宜備品使用簿との整合を図ります。</p>
	<p>【報告書108ページ】</p> <p>3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃事務所は備品使用簿への記載が網羅的にされているか再度、確認をするべきであると考え。また、備品使用簿に記載されている備品が実際にあるか備品使用簿の引継の際等に確認することが必要である。 <p>備品使用簿は備品管理の根幹をなす簿冊である以上、備品使用簿に記載されるべき備品の記載がない場合は、備品そのものがなくなっても誰も気が付かない危険性が高まるだけでなく、資産の流用が生じる可能性がある。さらに公的資産である以上、その管理意識は現金の扱いと同様に考えるべきであるから、備品使用簿に記載されている備品が現実にあるこ</p>	<p>本件は、清掃事務所の備品管理の不備に起因するものです。御意見を受け、備品使用簿等の未記載などについては、既に是正しております。</p> <p>今後は、備品使用簿に記載漏れのないよう、引継ぎの際など適宜使用簿との整合を図ります。</p>

<p>とを定期的に把握する体制が必要である。</p> <p>【報告書109ページ】 3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品使用簿引継の際には、引継する者、される者双方において、使用印が押されていることを再確認するべきである。南清掃事務所については、備品使用簿の記載方法について再度確認が必要である。 <p>備品使用簿は使用者が資産の実在性を確認した上で記載をしないとその管理上の有効性が失われる。実際にあることを確認した上で、その確認の証跡を使用簿に残すべきである。</p> <p>また、備品管理についての使用者の責任が曖昧となる危険性が生じる。</p>		<p>本件は、各清掃事務所の備品管理の不備及び南清掃事務所の事務処理方法の理解不足に起因するものです。備品使用簿の押印漏れのないよう関係職員に周知するとともに、事務処理に遺漏のないよう適正な事務執行に努めます。</p>
<p>【報告書109ページ】 3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品使用簿と備品整理票の管理番号は、枝番まで含めて正しく一致している必要がある。備品使用簿の記載更新においては、管理番号の枝番まで確認した上で、使用印を押す必要があるといえる。 <p>管理番号が枝番まで一致していない場合、資産の廃棄手続きを適切に行われずに資産の流用が起きる可能性が生じる。</p>		<p>本件は、清掃事務所の備品管理の不備に起因するものです。今後は、改めて規則等に基づく適切な事務処理を周知徹底し、備品使用簿及び備品整理票の管理番号について枝番を確認して使用印を押すようにいたします。なお、報告書記載の枝番不一致の物品は、既に是正・修正しております。</p>
<p>【報告書110ページ】 3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に、そして最低でも年に一度は正しく備品実査をするべきである。備品実査をする際には、備品使用簿、備品出納簿を基に備品実査のためのリストを作り、これを基に備品の実在性、備品の網羅性、備品が当初の目的どおりに使用されているかを確認するべきである。 <p>備品実査のためのリストには、備品名、管理番号、備品の購入日、備品の購入金額、保管場所、備品の使用状況、確認欄を記載するべきであるといえる。</p> <p>正しい備品実査とは、備品使用簿に記載されている備品が実際にあることを確かめること（実在性）、実際に存在している備品が備品使用簿にすべて記載されていること（網羅性）、資産が当初の目的どおりに使用されていることを確認することである。</p> <p>そのためには備品リストを作り、リストに載った備品の有無を確かめるのみならず、建物を含めた敷地全体を計画的に回り、リスト以外の備品がないかを確認することが必要である。</p> <p>そのためには、備品実査のための計画を事前に立て、これに基づいて備品実査をする必要がある。</p> <p>また、備品実査は二人一組で行うことが望ましい。一人は現物を確認し管理番号を読み上げる役、もう一人はリストと現物を確認し確認の証跡を残す役をすることによって、より有効な備品実査ができると考える。つまり、実際に現品を確</p>		<p>本件は、清掃事務所の備品管理の不備に起因するものです。今後は、改めて規則等に基づく適切な事務処理を周知徹底し、定期的な実査を行い、適正な備品管理に努めます。</p>

	<p>認するだけでなく、その記録を残すことが正しい備品実査には不可欠である。(例示省略)</p> <p>【報告書112ページ】 3.4.2 各清掃事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 各清掃事務所は倉庫を中心にして再度、不用なものがな いかを確認する必要がある。 また、備品使用簿と備品整理票の備品の番号は枝番まで 含めて正しく一致している必要がある。 不用な備品をいつまでも倉庫等に置いておくと本来、必要な備品を置くスペースがなくなるだけでなく、備品は公共の資産であるという意識が低くなる。 管理番号が枝番まで一致していない場合、資産の廃棄手続きを適切に行われずに資産の流用が起きる可能性が生じる。 <p>【報告書113ページ】 3.5 事業廃棄物課</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年から一社体制での許可となっているが、収集料 金の低減化や、効率的、効果的な収集体制維持の観点から も継続的に検証を行い、一社許可体制の妥当性等について 継続的に検討すべきである。 事業廃棄物課では、現在の伐採物・抜根等を除く事業系一般廃棄物収集事業者の許可が環境事業公社一社体制となっていることについて、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルを推進するための多分別収集に対応するとともに、小規模事業所から効率的かつ一律料金で収集する体制の確保を目的として行っている。また、行政が責任を持って行う一般廃棄物処理について、「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」との最高裁判決があり、廃棄物処理については経済性の確保よりも適正な処理の確保が重要であるため」と説明している。 小規模事業者の許可収集開始に合わせて一社体制化していることから、平成6年の時点では、確実な廃棄物処理のための収集運搬体制確立の重要度が高かったことは理解できるが、その後、排出事業者の意識向上や一般的なごみ資源化への取組により、現在では分別収集の理解もある程度浸透し、結果として札幌市全体で見てもごみ減量が進んでいる。札幌市として、ごみ減量化の状況も考慮の上、排出事業者の負担軽減の観点から、一社許可の妥当性等について検討すべきである。 	<p>本件は、清掃事務所の備品管理の不備に起因するものです。今後は、改めて規則に基づく適切な事務処理を周知徹底し、備品使用簿と備品整理票の番号について適正に管理いたします。 なお、不要な備品については、廃棄及び管理替えにより整理いたしました。</p> <p>本市では、平成6年度から、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルを推進するための多分別収集に対応するとともに、小規模事業所から効率的かつ一律料金で収集する体制の確保を目的として、事業系一般廃棄物の収集運搬については一社許可体制としています。 リサイクルを目的とした分別収集の拡大等の効果は本市として随時確認しており、現時点においては事業系一般廃棄物の減量・リサイクルについて効果的であり適正処理が確保されていると判断しています。 なお、事業系一般廃棄物の収集運搬業を含む一般廃棄物処理業について、「専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」「適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との最高裁判決もあり、廃棄物処理については経済性の確保よりも適正な処理の確保が重要であるとされています。</p>
--	---	--

		<p>一社許可体制の効果等については、これまで排出事業者向けのアンケート等により検証を行っているほか、一般廃棄物処理計画策定等の際にも検討を行っているところです。</p> <p>今後については、従前からの適正処理の確保やリサイクルの推進等の観点だけではなく、監査人の意見である収集料金の低減化や、効率的、効果的な収集体制維持の観点からも継続的に検証を行い、一般廃棄物の処理量の動向、法改正、新たなリサイクル方法の確立等の状況に併せて、一社許可体制の妥当性等について検討します。</p>
	<p>【報告書 115 ページ】</p> <p>3.5 事業廃棄物課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル資料館の利用状況は毎月2回程度、ふれあいホールは月5回程度であった。また、ふれあいホールはリサイクル団地内で稼働する企業の従業員及び地域住民などに対し、リサイクル思想を推進し、普及するとともに交流する場を提供することを目的として建設されたが、主に地域住民が交流する場となっている現在は、環境事業部の予算で負担する合理性もなく、町内会の担当部局へ移管等するか、検討すべきである。 <p>ふれあいホールについては近隣町内会の利用がほとんどで、環境事業部の予算措置で維持運営することの必然性がない。町内会等の自治会を所管する部局へ移管等するか、検討すべきである。</p>	<p>リサイクル資料館については、リサイクル団地が「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の認定を受けるにあたって設置が義務付けられた研究開発・研修施設、展示施設、会議場施設の機能を有する共同利用施設として建設しており、他都市の視察等においてリサイクル団地全体の説明等に活用しています。</p> <p>ふれあいホールについては、リサイクル団地内で稼働する企業の従業員及び地域住民などに対し、リサイクル思想を推進し、普及するとともに交流する場を提供することを目的として建設しており、現状では地域住民の利用が施設の利用回数のおお半を占めています。</p> <p>上記の目的や利用実態等からリサイクル団地全体として管理する必要があるため、リサイクル資料館及びふれあいホールの管理は、環境事業公社へ委託してい</p>

		<p>るリサイクル団地管理委託業務（リサイクル団地の連絡調整、見学者の対応、井水供給施設の維持管理業務、道路の清掃及び除排雪等）に含めています。</p> <p>包括監査人の意見を踏まえて、東区総務企画課と移管の可能性等について協議したものの、建設時の趣旨等からリサイクル団地事業と切り離して考えることは適当ではない施設であること、利用回数としては多くはないものの利用者数の半数超を中沼地区外にある小学校・中学校が占めていること、施設の設置が住民主体で行われたものではないため地域に維持管理を引き受けてもらうことが困難であること等から、ふれあいホールの町内会の担当部局への移管については困難であると考えております。</p> <p>今後のふれあいホールの運営等については、現状の管理体制で当面の間行いながら、資産の有効活用等の様々な視点から、そのあり方等について検討していきます。</p>
	<p>【報告書117ページ】</p> <p>3.5 事業廃棄物課</p> <p>・ 行政指導及びその前提となる調査は計画的に行うことで早期完結処理を目指すべきである。</p> <p>不法投棄について行われた認知日から未完結のまま1年が経過しているものの処理経過を確認したところ、初回の現場調査日から次回の現場調査日まで1年以上の間が空いているもの、半年以上の間が空いているものが散見された。</p> <p>その理由について札幌市は、少し時間を置いてから再度調査しているものであるとの回答をしている。しかし他方で、一度調査して完結しなかった場合における次回の調査時期は、事案ごとに内容に応じて判断していると述べており、これが完結までに時間を要する原因の一つとなっているものと判断される。</p> <p>よって、初回の現場調査日より指導が完結とならない場合は、次回調査時期を設定の上で計画的に再調査をし、指導が長期未完結とならないようにするべきである。また、行政</p>	<p>本市では不法投棄を発見した場合、不法投棄の行為者や土地所有者に対し投棄物の処分の行政指導を行っており、処分が終了した場合は完結とし終了しない場合は未完結としています。</p> <p>そして現実には、早期に完結まで至らず現場調査や行政指導を継続しなければならない案件もあります。そのような継続案件については、それぞれ案件ごとに内容や状況が異なるため、追加の現場調査を行う時期は、他案件の処理状況等も勘案し、担当者が適宜判断</p>

	<p>上の対応が困難な事案については、やむを得ないものとして対応困難と判断の上で、その後の当該案件に対する事務負担を軽減する方法を検討し、直近の不法投棄案件に人的資源を投入できるよう配慮するべきである。</p>	<p>しています。その結果案件によっては、半年や1年以上の調査間隔となったものも存在しています。</p> <p>また、案件によっては、関係者の居所不明や複雑な相続関係案件など、より完結への過程が困難な案件も存在していますが、これらについても行政として完結に向けた調査や指導の継続性が重要であることから、「困難性」を理由としたその他案件との明確な差別化を行わず、指導調査を行ってきました。</p> <p>今回の意見を基に組織としてより効率的なプロセスを設定することが適切と判断し、次のとおり考え方を整理し、併せて対応マニュアルを平成29年3月23日に改訂しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地所有者の理解が得られない場合や連絡がつかない場合等で継続調査等が必要な案件は、半年に1回以上の頻度で計画的に現地確認を行うとともに、その上で必要に応じて、土地所有者等関係者への再指導・再調査を実施します。 2 概ね5年程度状況の改善が見られない案件については、効果を勘案し調査の頻度を再検討します。
	<p>【報告書121ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕予算の制約の中で優先順位をつけるのは理解できるが、予算付けされなかったことにより修繕が遅延となり、結果として予算付けされ修繕が行われるまでの期間について故障リスクが発生している点を認識するべきである。各清掃工場の予算要求事業調書をもとに故障リスクの検証を行うべきである。また、購入後、在庫として残っている消耗品等について適正に管理すべきである。 <p>各清掃工場では毎年度施設担当部へ、修繕工事、設備工事等の予算要求を行っている。各清掃工場からの要求とりまと</p>	<p>各清掃工場における整備先送りによる故障リスクは認識しており、リスクをできる限り少なくするために、必要な予備品を調達するほか、日常点検や定期整備等の焼却炉停止時の修繕等により対応しております。また、通常予算枠になじまない整備については、財政部局と協議を行い、別</p>

	<p>め時には、財政的な制約から優先順位を決定し、環境事業部としての予算要求を行っている。これらの予算要求プロセスは通常のことであるが、施設担当部として、要求が認められなかった工事等があると、潜在的に清掃工場等において故障発生リスクが存在することになる。</p> <p>各清掃工場等ではその対応策として、各清掃工場へ割り当てられた経常予算から予備品等の部品購入へ充てる措置でしのご傾向が強くなっている。現場対応としてはやむを得ない場合もあるが、そのことが過剰な予備品となっては問題である。修繕等についての予算執行の最適化を目指して、施設担当部はバランスのとれた施設整備計画と現場の設備管理状況の把握に努めるべきである。</p>	<p>途予算配当を受け整備を行う場合もあります。</p> <p>購入した消耗品等については、在庫管理を適切に行い、今後の維持管理に活用します。</p>
	<p>【報告書 1 2 2 ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者側で積算できない部品等消耗品購入や修繕工事について、参考見積提出業者と落札業者が一致しているかどうか、入札担当者とは別の者が定期的に確認し、継続して参考見積提出業者と落札業者が同一の状況が続くのであれば、参考見積提出業者の入替えなどを検討し、チェック体制を充実させる必要である。 <p>一般的に落札率が 95%を超えた落札があった場合には、その入札についての妥当性のチェックを行うことが求められている。各清掃工場等では人員が限られている中で入札作業を行っているが、より確実な牽制制度のもとで入札作業を行うことが必要である。</p> <p>なお、資料からは明らかに違法性のあるケースは発見できなかった。</p>	<p>清掃工場等で実施している部品等の購入や修繕工事の実施にあたっては、その内容により本市での積算が難しく参考見積を取得する場合があります。そのような案件の入札の一部において、見積業者と落札業者が一致する事例が確認されました。</p> <p>御意見を受け、購入する部品等や修繕工事の内容により参考見積を提出できる業者が限られる場合もありますが、参考見積提出業者が偏らないようチェック体制の充実を図ります。</p>
	<p>【報告書 1 2 7 ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道地域暖房(株)に対する平成 26 年協力スキームにおいて、資金支出はせず、駒岡清掃工場からの余熱の提供による支援のみとなっている。しかし、厚別清掃工場廃止に伴う熱源移行における北海道地域暖房(株)に対する支援策として、RDF 安定供給のために札幌市が建設した RDF 専用貯蔵施設の管理について委託費として北海道地域暖房(株)へ支払っている。これには合理的理由は無く、北海道地域暖房(株)に対する支援とも受け取れるものである。北海道地域暖房(株)は、市営住宅等へ暖房熱供給を行っており、公共性の高い私企業として札幌市が支援すべきものと判断しているのであれば、札幌市全体で検討して支援を実施すべきであり、委託業務として支出する方法については見直しを含め協議すべきである。 <p>北海道地域暖房(株)の現状について、外部監査人として分析した結果は以下のとおりである。</p> <p>1 資金支出はしないことになっているが、貯蔵施設の管理について委託費として支援している。</p>	<p>北海道地域暖房(株)が代替熱源として RDF (固形燃料) を導入する際の市の役割分担は、供給の安定化を図るため RDF 専用貯蔵庫を建設し、同社プラント建屋内まで機械的に燃料供給を行うこととしておりますが、当該役割を市の職員が直接担うことが困難なことから、燃料供給を含めた貯蔵庫の管理業務を委託しています。</p> <p>御意見を受け、現在では RDF 熱源移行に伴う本市支援も終了していることから、北海道地域暖房(株)の経営状況を注視しながら、RDF 専用貯蔵施設管理業</p>

	<p>2 平成 26 年度では債務超過までとはいえない財務状況である。</p> <p>3 他の大口株主、大口債権者の支援策がない。札幌市のみの支援について合理的理由はない。</p> <p>4 収益減少は続いているが、燃料価格が下落してコスト減となる場合があり、一定の見極め必要。</p> <p>5 燃料である R D F 生産について減少傾向の歯止め策はないため、いずれ R D F 生産中止の可能性もあり、そのような場合にどうするか検討が必要である。</p> <p>6 過去の投資実績と比較して今後 5 年間の投資計画では投資予定額が実績額よりかなり小さく、突発的な投資や修繕の発生に対して見通しが甘いと推測される。(図表省略)</p> <p>7 財務諸表における固定資産に占める減価償却累計額の割合が高く、取替投資の時期が数年のうちに到来するのではないか、危惧される。減価償却累計額合計 10,826,231 千円/有形固定資産取得価額合計 12,671,991 千円=85.4%</p> <p>以上の点を踏まえると、将来的にも支援が必要となるリスクが存在する企業である。具体的に事業継続のための支援期間や事業継続のための抜本的改善等の決定がなされていない。その状況で支援継続することは問題の先延ばしである。一方で委託費としての支援継続もいつまで継続するかも決定されておらず、このまま委託費の支出が継続する可能性が高い。</p>	<p>務の扱いについて関係者と協議を進めます。</p>
	<p>【報告書 1 3 1 ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理課は定期的に環境事業公社と連絡を取り合い、プラスチック選別センターにおいて、所在不明の備品がないかを確認する必要があるといえる。仮に所在不明の備品が発見された場合は、環境事業公社と協議し、備品の帰属を明確にするべきである。 <p>施設管理課はリサイクル団地内の他の施設においても、札幌市の備品となる可能性がある備品がないかを再度確認する必要がある。</p> <p>備品の所属が曖昧だと、資産の紛失があっても誰も気が付かないこととなる。また、資産の流用が生じる可能性が高まる。</p> <p>特にリサイクル団地には多くの施設があるため、所属が曖昧な備品等が存在している可能性が高いと言える。</p>	<p>この度の監査において、プラスチック選別センターの会議室（主に見学者対応で使用）にある机、いす等の備品は、施設管理課、環境事業公社いずれの台帳にも掲載されていないことが確認されました。</p> <p>これらの備品については、解散前まで同選別センターの施設管理業務を受託していた旧リサイクル公社の備品であったと推測しており、環境事業公社の帰属とすることで調整を進めています。</p> <p>また、他の施設においても、札幌市の帰属となる備品がないか確認を行います。</p>
	<p>【報告書 1 3 3 ページ】</p> <p>3.6 施設管理課・施設整備課</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの計量データについて、必要があればデータを訂正すること自体に問題はないといえるが、計量業務受託者等に計量データの削除、訂正を自由にさせないためには、シ 	<p>データの削除・訂正が行われた場合、削除・訂正後の計量データの確認を行っていましたが、ジャーナルの内容確認、日報による</p>

システムより日々出力される紙ベースのジャーナルを各清掃工場、各埋立処理場の担当者が確認する体制が必要である。現在、各埋立処理場のジャーナルについては、処理場管理事務所に送られるため、ジャーナルをチェックする際に時間が置かれることとなる。各埋立処理場においても責任者がジャーナルをチェックする体制が望まれる。

このため、データの削除・訂正が行われた場合、その記録を業務日報等により報告させ、担当者がジャーナルと併せて内容を確認し、各清掃工場長、各埋立処理場長の確認、決裁を受けるべきである。

自己搬入の往復計量の際、持ち込んだ重量が少ない場合、復路計量が往路計量よりも重い現象が生じる場合がある。この場合、計算に誤差が生じていると認められる場合には、復路計量時データを基準に総重量を訂正（増加）する方式に統一することを事前に決めるべきである。

また、ごみを実際に清掃工場に運ぶ車両を管理している清掃事務所や清掃事務所を統括している業務課と連携して計量を確認することが必要である。

なお、計量システムに手入力する場合、人的エラーが発生する可能性が高まることから、データの訂正を最低限に抑えるためにもIDカードの誤使用を減らすように各清掃員に注意を促す必要がある。

- 1 計量を間違えると受け取るべき手数料を適切に把握できず、手数料の徴収漏れ、もしくは過徴収が発生する。結果として歳入、歳出を正確に確定することができなくなる。
- 2 データを自由に訂正、追加、削除できれば、請求金額を自由に訂正できるため、自己搬入等において不正が発生する可能性がある。
また、北海道循環資源利用促進税の計算も正しくできない可能性が生じる。
- 3 日々のジャーナルの結果が正しくないと、ごみ量、ごみ種が正しく日報、月報に反映されない。結果として、札幌市のごみ計画そのものに悪影響を与える。
- 4 特に後日、データの訂正を自由に認めると、データそのものの信頼性が低くなるため、当日のデータ訂正による厳格な手続きが求められる。
- 5 間違えても後で自分達で訂正できるという環境に置かれると、誤りに対する意識が低くなる可能性が生じる。
- 6 ごみ量の訂正をする際の形式を統一した方が、現場での混乱を避けることができるといえる。
- 7 清掃事務所、業務課と情報共有を密にしないと、何が間違っているか把握することができない。

【報告書137ページ】

3.7 清掃工場・破砕工場

- ・ 清掃工場の計量所においてサンプリング調査したところ、搬入申込書に記載不備が散見された。札幌市としては委託した業務を検査する立場にあるので、搬入申込書の記載不備が発見された場合は指導すべきである。

搬入申込書の作成を排出業者任せにしていると、ずさんな

決裁処理を行っていませんでした。また、自己搬入ごみの重量が少ない場合、往復計量で復路計量が往路計量よりも重い現象が生じることがありますが、その計量データの修正方法について工場間で統一が取れておりませんでした。

御意見を受け、計量データの削除・訂正が行われた場合、その記録を業務日報等により報告させ、担当者がジャーナルと併せて内容を確認し、各清掃工場長、各埋立処理場長が業務日報を確認、決裁するよう見直しを行いました。

また、自己搬入ごみの往復計量で復路重量が往路重量よりも重い現象が生じた場合の訂正方法については、全施設で往路重量を復路重量と同じ重量に修正することで統一を図りました。

なお、IDカードの誤使用状況の確認及び計量データの確認については、引続き業務課と連携して確認を行い正確な計量データの集計に努めます。

御意見を受け、搬入申込書の記載漏れについては、既に各工場より委託業者に対して記載内容の確認を徹底するよう指示をしております。また、場内に常駐している搬入指導員等の受入

	<p>記入となっている場合があると推測される。看板等を入口に立て掛けるなどして正確な申込書記入の協力を求める必要がある。</p>	<p>対応をしている職員も搬入申込書の内容を確認していることから、記載漏れが確認された場合には、自己搬入者に記載を求めるほか、職員が追記可能なものは追記するなど、搬入申込書への記載に不備がないよう今後も努めます。</p>
	<p>【報告書 140 ページ】</p> <p>3.7 清掃工場・破碎工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、稼働停止の状態である篠路清掃工場は、篠路破碎工場及びごみ資源化工場への暖房熱源、電力供給のほか、給排水等を担っているため、業務委託により管理している。篠路破碎工場、ごみ資源化工場稼働との関連で篠路清掃工場の存続期間が決まっていないものであるが、このまま委託継続の方が経済性の観点から有効であるのか、その妥当性を確認する必要がある。 <p>篠路清掃工場廃止に伴い篠路破碎工場の破碎後の可燃物は、白石清掃工場での焼却に変更となっている。白石清掃工場には他の清掃工場と異なり、破碎工場が併設されておらず、篠路破碎工場を継続稼働させなければ大型ごみ等の破碎処理が停滞するとの理由がある。</p> <p>今後数年以内には駒岡清掃工場も建替えが決定されているが、それでも別途、破碎工場が必要であるとすると、札幌市全体としての清掃工場のキャパシティの最適化への計画が必要である。</p> <p>その計画決定までこのまま休止状態の篠路清掃工場の施設管理委託業務の継続をやむを得ないと判断するのかどうか、市民への説明責任が札幌市にあると考える。</p>	<p>篠路清掃工場は、平成 22 年度末でごみの焼却プラントを廃止していますが、廃止後も同清掃工場と同一敷地内に設置されている篠路破碎工場及びごみ資源化工場は稼働を継続しており、これらの施設で使用する熱源、電力の供給及び給排水、火災集中監視を行う必要があることから、これらを担う施設である篠路清掃工場の設備運転、維持管理を委託業務により行っています。</p> <p>また、廃止した篠路清掃工場のほか、稼働を継続している篠路破碎工場及びごみ資源化工場における各種業務の実施については、本来、市職員が業務の履行管理を行うものですが、篠路清掃工場の廃止に伴い市職員が常駐しておらず履行管理が困難なことから、これについても委託業務により対応しています。</p> <p>平成 28 年度には更新が急がれる「篠路破碎工場」「ごみ資源化工場」を中心に、旧篠路清掃工場敷地内の今後の施設配置等について具体的な検討を行ったほか、稼働中の施設の安定稼働に向けた長期修繕計画を策定するために精密機能診断を実施しております。今後は、篠路清掃工場跡地利活用の基本計画等において、篠路清掃工場存続期間</p>

	<p>【報告書141ページ】 3.7 清掃工場・破碎工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 篠路清掃工場、破碎工場を管理する担当者は、備品使用簿への記載が網羅的にされているか、再度確認をするべきであると考える。 <p>備品使用簿は、備品管理の根幹をなす簿冊である以上、備品使用簿に記載されるべき備品の記載がない場合、備品そのものが無くなっても誰も気が付かない危険性が高まる。また、資産の流用が生じる可能性がある。さらに公的資産である以上、その管理意識は現金の扱いと同様に考えるべきである。</p>	<p>についても具体化する見通しです。</p> <p>この度の監査において、篠路破碎工場の消火栓ホース8点について、備品使用簿への記載漏れが確認されました。</p> <p>御意見を受け、他にも備品使用簿への記載漏れがないか再度確認いたします。また、今後は備品使用簿への記載を確実にを行い、適切な備品管理に努めます。</p>
	<p>【報告書141ページ】 3.7 清掃工場・破碎工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各清掃工場、破碎工場において、定期的な備品実査を行う必要がある。備品実査をする際には、備品使用簿、備品出納簿を基に備品実査のためのリストを作り、これを基に備品の実在性、備品の網羅性、備品が当初の目的通りに使用されているかを確認するべきである。 <p>備品実査のためのリストには、備品名、管理番号、備品の購入日、備品の購入金額、保管場所、備品の使用状況、確認欄を記載するべきであるといえる。</p> <p>正しい備品実査とは、備品使用簿に記載されている備品が実際にあることを確かめること（実在性）、実際に存在している備品が備品使用簿にすべて記載されていること（網羅性）、資産が当初の目的通りに使用されていることを確認することである。</p> <p>そのためには備品リストを作り、リストに載った備品の有無を確かめるのみならず、建物を含めた敷地全体を計画的に回り、リスト以外の備品がないかを確認することが必要である。</p> <p>そのためには、備品実査のための計画を事前に立て、これに基づいて備品実査をする必要がある。</p> <p>また、備品実査は二人一組で行うことが望ましい。一人は現物を確認し管理番号を読み上げる役、もう一人はリストと現物を確認し確認の証跡を残す役をすることによって、より有効な備品実査ができると考える。つまり、実際に現品を確認するだけでなく、その記録を残すことが正しい備品実査には不可欠である。（例示省略）</p>	<p>各清掃工場、破碎工場においては、備品使用簿は作成しているものの、定期的な備品の実査を行っておりませんでした。</p> <p>御意見を受け、備品使用簿に記載の備品の所在、使用状況等について定期的の実査を行い、適切な備品管理に努めます。</p>
	<p>【報告書143ページ】 3.7 清掃工場・破碎工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計規則上の消耗品であっても、下記1及び2に該当するものは、備品と同様の管理を検討することが必要と考える。 <p>1 購入単価が10万円以上で、かつ、耐用年数が1年を超えるもの（工場のクレーンの予備品等） 備品使用簿と同様のものを作成し、現物を管理するべ</p>	<p>各清掃工場等で使用している火格子、煉瓦等については、会計規則第117条第1項第2号に規定される消耗品であることから、備品使用簿等での管理を行っておりませんでした。</p> <p>御意見を受け、清掃工場</p>

	<p>きである。</p> <p>2 清掃工場における主要材料（清掃工場において頻繁に使う煉瓦、火格子、弁、耐火物、補修用材料等） 受払簿を作成し、購入単価が異なる品目ごとに管理することが必要と考える（切手の管理簿のように単価が異なる物ごとに受払簿を作成）。また、明らかに今後、使用の予定のない消耗品は受払簿に廃棄予定である旨を記載する。</p> <p>他方、事務用品（文房具等）や年間を通じても購入価額が少額なもの（年間トータルの購入価額が 100 万円未満の油脂類、塗料等）は、費用対効果の観点から今までどおりの管理で良いと考えるが、配置図等で保管場所の確認をする程度の管理は必要と考える。</p> <p>消耗品の管理を上記のように徹底する理由として、下記 3 点があげられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間企業においては税金の支払い、監督官庁へ提出が求められる決算書提出のため、毎年棚卸資産、貯蔵品の把握が必要である。清掃工場等で有している消耗品には、民間企業における棚卸資産、貯蔵品に該当するものが多数含まれている。 2 現在有している在庫を把握することによって、より有効な在庫の管理ができる。例えば、各工場の整備計画や、工場間の材料の受け渡し等である。 3 会計規則上は備品でなくとも備品同様金銭的な価値があるため、資産の流用等が生じる可能性を否定できない。受払簿等をもって管理することが必要と考える。 	<p>では耐用年数が 1 年を超える予備品や煉瓦等の消耗品を多数在庫していることから、定期整備等で受払いが多い 2 の主要材料について優先して在庫管理を進め、その後、その他の消耗品について対応を進めます。</p> <p>また、油脂類等の配置図等を利用した管理についても、並行して作業を進めます。</p>
	<p>【報告書 1 4 6 ページ】</p> <p>3.8 処理管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）の徴収事務は、手数料徴収委託業者任せとなっており、徴収漏れが発生しないようマニュアル等を作成し、整備すべきである。 <p>循環税の特別徴収義務者は、最終処分場を有する札幌市である。その納税者となるのは産業廃棄物排出業者であり、その対象は札幌市が告示で定めている受入れ産業廃棄物に該当する廃棄物である。自己搬入者が搬入する際には、計量所に搬入申込書を提出し、搬入される廃棄物の内容及び申込書の内容を確認して徴収の判断をしているが、記載不完全な搬入申込書が散見された。循環税を正しく徴収するため、搬入申込書の記載漏れがないよう搬入者に依頼させるなど、マニュアルを整備して指導する必要がある。</p>	<p>御意見を受け、循環税徴収にあたっては、現在もマニュアルに沿って手数料徴収受託者が業務を行っていますが、より現実に即したマニュアル等に改め、徴収漏れがないよう努めます。</p>
	<p>【報告書 1 4 6 ページ】</p> <p>3.8 処理管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場管理事務所の職員が記載している自動車運転日報について、作業内容の記載のないものが散見された。業務の必要性検証のため、詳細に記載すべきである。 <p>運転業務などの作業が効率的で効果的に行われているかどうかの判断は、毎日継続的に記載する運転日誌をもって行う</p>	<p>自動車運転日報は内部職員が作業内容を把握できる程度の記載をしておりましたが、この度の監査において、日報の一部に記載漏れが確認されました。</p> <p>御意見を受け、自動車運</p>

	<p>ものである。運転日誌の記載の充実を図り、職員の作業管理に生かすべきである。</p>	<p>転日報については、記載漏れが起きることのないよう留意するとともに、より詳細に記載するよう指導しました。</p>
	<p>【報告書147ページ】 3.8 処理管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場管理事務所は備品の管理について、備品整理票の貼付漏れがない事を再確認するべきである。また、備品整理票の不鮮明なものについては、新しいものに貼り替える必要があるといえる。 <p>備品整理票が貼付されていない場合（備品整理票が不鮮明な場合を含む）、備品使用簿に記載されている備品がどれであるか確認することができない。備品使用者はどの備品か理解していても、時間の経過や業務の引継の際にどの備品が使用簿における備品使用かわからなくなる可能性がある。</p> <p>備品整理票の適切な貼付は、備品管理において重要な要素である。</p>	<p>この度の監査において、数点の備品について備品整理票の貼付漏れが確認されました。</p> <p>御意見を受け、既に備品調査を行い備品整理票の再貼付を実施しました。今後は備品整理票の貼付を確実に、適切な備品管理に努めます。</p>
	<p>【報告書148ページ】 3.8 処理管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に正しい備品実査を行うべきである。また、定期的な実査も今後していく必要がある。 <p>事務所内にある備品が備品使用簿のどの備品であるかの把握は、実査を正しくする必要があるのである。</p>	<p>処理場管理事務所で使用している備品について、備品整理票が貼られていないものが数点あり、備品使用簿に記載されている備品の確認に時間を要する状況にありました。</p> <p>御意見を受け、既に備品実査を行い備品整理票の再貼付を行いました。今後は定期的な実査を行い、適切な備品管理に努めます。</p>
	<p>【報告書150ページ】 3.9 クリーンセンター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 し尿収集運搬委託業務について、競争原理が働くよう配慮するべきである。 2 し尿収集運搬委託業者に対する財政的基礎等の確認を毎年行うべきである。 <p>(1について)</p> <p>委託業者は昭和55年以降、現在まで約36年間、現行2社となっている。その理由につき、札幌市は以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 廃棄物処理法施行令第4条第1号において、市町村が一般廃棄物の収集運搬等を民間に委託する場合は、施設、人員、及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであることが必要とされているところ、現行2社はこの要件を満たしている。</p> <p>(2) し尿収集運搬量は微減の状況にあり、新規事業者の選考は不要である。</p> <p>確かに、し尿収集運搬は適切に実施されなければ生活環境</p>	<p>1 廃棄物処理法では一般廃棄物の収集運搬委託基準（施行令第4条第1号）及び委託料（施行令第4条第5号）により安定した業務履行を規定しており、本市においてもこれに沿ってし尿の収集運搬業務を委託しています。</p> <p>今後、し尿収集量は微減となることが想定され、一方で収集には本市の収集単位に対応した水位目盛を備えたバキュームカーの保有が必要であり、現在業務を行っている2社以外は市内で保有</p>

	<p>及び公衆衛生が害されるため安定的な実施が必要である。</p> <p>しかし他方で、札幌市の運用では当該業務が既存業者以外に解放されていない。</p> <p>また、両業者に対する委託業務料は各業者の有する車両台数と担当地域により固定化されており、本業務について競争原理が働いていない。</p> <p>この点、廃棄物処理法では委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを求めている（廃棄物処理法施行令第4条第5号）。それゆえ、委託料について過度の競争を求めることは適切とは言い難い。札幌市が競争原理を導入しない理由はこの点にあるものと思われる。</p> <p>しかしながら、札幌市が税金により実施する業務である以上は、経済性に配慮する必要がある。</p> <p>そのため、緩やかであれ、一定の競争原理を導入することが望ましい。その方法としては、新規参入の余地を認めた上で一般競争入札、又は指名競争入札を用いることが考えられる。また、上記のとおり廃棄物処理法の趣旨を重視して業務の安定性及び経験等の見地から上記2社への特定随意契約を継続するのであれば、2社間で担当地域を割り振るのではなく、より低価格の見積りを投じた業者に対し担当地域を増やすなどのインセンティブを与えることも考えられる。</p> <p>よって上記のとおり意見する。（条文省略）</p> <p>（2について）</p> <p>上記のとおり、札幌市がし尿収集運搬の委託について競争原理を導入しないのであれば、それは当該業務が公衆衛生に関わることから業務の高度の安定性を求めていることが理由といえる。</p> <p>そうであれば、廃棄物処理法施行令上要求されている「施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者」という要件は詳細に調査されるべきであり、少なくとも定期的に財務諸表の提出を受けるなど、その業務の安定性に関する確認を行うことが必要といえる。</p> <p>この点、札幌市は、「施設」については当該業務に使用するバキュームカーの保有台数を確認している。また、人員については、各社から従業員名簿の提出を受けて確認している。</p> <p>しかし、財務諸表など業務の財政的基礎に関する資料の提出を受けていない。</p> <p>この点、札幌市としては、家庭ごみで述べたのと同様、上記2社が札幌市入札資格者登録をしており、契約管理課で資格審査を実施しているため、改めて環境事業部での確認は要しないと判断しているとのことであるが、そのような判断が妥当とはいえないことは既に述べたとおりである。</p> <p>よって、上記のとおり意見する。</p>	<p>しておらず他社の受託は難しい状況にあります。</p> <p>したがって、現状では競争原理の導入についても難しい状況にありますが、御意見の趣旨を踏まえ、今後収集量がさらに減少し委託方法の変更が必要となる際には、競争原理の導入を含め業務の実施方法を見直します。</p> <p>2 御意見を受け、平成 29 年度から財政的基礎等の確認を開始しました。</p>
	<p>【報告書153ページ】</p> <p>3.9 クリーンセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 水洗し尿は、一般し尿等に比べ水を多く含むため排出量が多量となるが、その分だけ稀釈化され、汚水濃度が他の 	<p>水洗し尿の処分料金については、昭和52年に、下水道が整備されるまでの暫定措置として市が負担するこ</p>

	<p>汚水より薄くなるため浄化コストはかからないとしても、下水道料金コストは発生する。条例上、処分料金を規定していないため、使用者から処分料金は徴収できないが、排出された水洗し尿の濃度を定期的に測定し、実際に希釈化されているかどうか調査するとともに、そもそも下水道料金コスト削減のため、使用者側へ浄化槽設置を強く働きかけて、水洗し尿の排出量削減へ行動すべきである。</p> <p>条例上、水洗し尿は処分料金を規定していないため、使用者から処分料金を徴収することはできないが、全体的なし尿処理コストの削減へ行動する必要はある。札幌市としても市街化調整区域のし尿処理については浄化槽設置を働きかけており、水洗し尿についても同様に浄化槽設置を促進すべきである。</p>	<p>とを決めました。</p> <p>下水道の整備が進み、水洗し尿の設置事業者は徐々に減少しましたが、現在も設置している事業者が一者あり、その事業者に対して、市が処分料金を負担する取扱いを適用したまま現在に至っているものです。</p> <p>この度いただいた意見を踏まえ、水洗し尿の排出量削減に向けた取組について、水洗し尿を設置している事業者を訪問し、浄化槽の早期切替えについて文書依頼しました。</p> <p>当該事業者から聴取したところでは、昨年度までに浄化槽を5基設置（切り替え4、新設1）し、現時点で水洗し尿式のトイレは6か所まで減少していること、また、今後も浄化槽の設置を進め、今年度中に4か所を浄化槽に切り替え、残り2か所となる予定であることを確認しました。</p> <p>また、残りの2か所についても今後切り替えていくこと、トイレを新設する際は浄化槽を設置する考えであることについても併せて確認しました。</p> <p>なお、濃度の調査については、当該事業者が浄化槽設置に積極的に取り組んでおり、水洗し尿の排出量削減が進む見込みであることや、調査費用がかかることから、手数料改定時など、濃度測定の必要が生じた場合に行います。</p>
	<p>【報告書159ページ】</p> <p>3.10 埋立処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立処理場における搬入申込書の記載について、記載事項が要領で規定されていることから、記載内容に不備がある場合は、記入指導すべきである。また、マニフェストの添付状況の確認を行うべきである。 <p>搬入申込書の記載は、札幌市で定めている要領に記載事項</p>	<p>この度の監査において、搬入申込書の記載内容に不備のあるものが確認されました。</p> <p>御意見を受け、搬入申込書の記載不備が無いよう引き続き確認してまいります。</p>

	<p>が規定されていることから、記載内容に不備が生じないように搬出業者へ指導するよう管理する必要がある。</p>	<p>す。また、場内に常駐している搬入指導員等の受入対応をしている職員も搬入申込書の内容を確認していることから、記載漏れが確認された場合には、自己搬入者に記載を求めるほか、職員が追記可能なものは追記するなど、搬入申込書への記載に不備がないよう今後も努めます。</p> <p>また、マニフェストの添付状況の確認については、搬入申込書が添付の有無をチェックする様式となっていることから、搬入申込書の記載内容に応じて添付状況を確認するよう指導しています。</p>
	<p>【報告書159ページ】 3.10 埋立処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立委託業務について、昨年度と比較すると破碎再搬(*)の搬入量が増大している。全体的に埋立量が減少している中で、この破碎再搬が増加することにより、埋立作業量も増加することから、削減計画（関係部署を含め）の立案、実施が必要である。 <p>(*) 破碎再搬：破碎工場に搬入されたごみを破碎処理し、その後の処理残渣を清掃工場や埋立処理場で処理するための再運搬。</p> <p>各取組の中で、廃棄ごみ量、焼却ごみ量が減少してきており、埋立地に搬入されるごみについても埋立処分量は減少してきていることから、本市施設から搬入される焼却灰、不燃残渣及び破碎再搬等の残渣物の搬入も同様に削減していくことも重要である。このため、清掃工場・破碎工場等の維持管理や運転管理を適切に行い、残渣物搬入量を削減していくとともに、関係する施設と本庁担当課が打合せを行い、その方策を検討し、確実に実行されるよう管理していくことが求められる。</p>	<p>平成28年度は、清掃工場の設備故障等のトラブル対応のため、予定の焼却量が確保できず、その結果ごみピットの貯留量が増加したことから、清掃工場に搬入している破碎再搬を埋立地に搬入する対応を行ったため、前年度と比較して増加となりました。</p> <p>御意見を受け、今後も破碎再搬は可能な範囲で焼却する計画としており、各施設の状況等を把握しながら適切なごみ処理計画を策定します。</p> <p>また、実施段階においても、各施設の運転状況等を把握し、ごみ処理に影響が生じないよう適切に搬入先の検討を行い、埋立地への破碎再搬を削減し延命化に努めます。</p>
	<p>【報告書160ページ】 3.10 埋立処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口処理場における運転手の業務について、運転免許証の有無及び有効期限等のチェックは自己チェックとはせず、他者がチェックするようにするべきであり、かつ、他者チェックをしているのであればその旨がわかるように記 	<p>チェック方法について確認したところ、係長職の運転免許証のチェックは他の職員が行っていますが、確認欄がすべて係長職となっていたため、自己チェック</p>

	<p>録すべきである。</p> <p>山口処理場は札幌市中心部から遠隔地にある。また、公共交通機関も不便といえる場所にある。移動等においては自動車を用いざるを得ない。作業においても自動車や重機の運転が必要となる。そのため、運転免許証の有無及び有効期限を職員間で確認している。</p> <p>しかし、そのチェックが他者によるチェックとはなっておらず、自己チェックとなっていると見受けられる者がいた（Aという職員が、他の職員だけでなく、A自身の免許証の有無及び有効期限を確認していたということである。）。</p> <p>運転免許証の有無及び有効期限等のチェックは不祥事防止のために必要であり、これを実効あらしめるには他者によるチェックが必要である。また、自己チェックが許されるという慣例が一つ認められると、これが他の例にも波及していくおそれが皆無とはいえない。</p> <p>この点、環境事業部の担当者からは、実際には本人自身の自己チェックではなく他者チェックであったとの説明を受けたが、そうだとすると誤解を招くものとして適切とは言い難い。</p> <p>よって、上記のとおり意見する。</p> <p>なお、本報告書作成中に上記誤解を招かないように記録するよう改善したとの報告を受けた。</p>	<p>と誤解される記録となっていました。</p> <p>御意見を受け、チェックした職員が確認欄に押印するよう改善しました。</p>
	<p>【報告書163ページ】</p> <p>3.10 埋立処理場</p> <p>・ マニフェストの備え付けのない産業廃棄物収集運搬業者による廃棄物搬入を抑止する体制を整備すべきである。</p> <p>1 法違反が疑われる搬入者の存在</p> <p>産業廃棄物の収集運搬は排出者自らが行う場合を除き、収集運搬の許可を得た事業者が行うこととされている。これに反したものは刑事罰が科せられることもある（廃棄物処理法第25条第1項第1号）。</p> <p>しかし、実際には、収集運搬の許可を得た事業者であることや、収集運搬する際に必要とされる書類が適切に管理されているか十分に確認できない場合がある。具体例としては以下のとおりである。（条文省略）</p> <p>例1)</p> <p>車両に産業廃棄物収集運搬業許可番号が明記されていない場合がある。</p> <p>産業廃棄物収集運搬業許可業者の運搬車には、車体の外側に氏名又は名称、及び許可番号の記載が必要とされている。この記載が無い場合、当該運搬車が産業廃棄物の収集運搬許可を得た車両であるかの確認が取れない。</p> <p>例2)</p> <p>マニフェストの提示が受けられない場合がある。</p> <p>最終処分場が市町村である場合はこれを交付する必要は無いものの、産業廃棄物収集運搬業許可業者の運搬車には許可証の写し及びマニフェストの備え付けの必要がある。</p> <p>よって、札幌市が産業廃棄物の搬入業者にマニフェストの提示を求めてもこれが得られない場合、違法な業者による</p>	<p>法令上、産業廃棄物の排出者がその処分を市町村に委託する場合、マニフェストを市町村に交付する必要はありませんが、収集運搬車両にマニフェスト等の書類を備え付けることが義務とされています。</p> <p>御意見を受け、マニフェストの交付を条件に受け入れる等の制度の見直しはできませんが、これらの書類の備え付けが無い場合は廃棄物の不適切な処理と言わざるを得ないことから、そのような状況を知り得た場合は、法令違反を防止するため搬入者に対し廃棄物を持ち帰らせ、改めて適切に搬入するよう啓発を行います。</p> <p>また、産業廃棄物を運搬する車両は、車両外側側面に産業廃棄物の運搬車両であることの表示義務があることから、表示義務の必要性について、搬入者に啓発</p>

	<p>搬入が疑われるほか、積載されている産業廃棄物の種類が正確に把握できず、不適切に廃棄物が搬入される可能性がある。</p> <p>2 札幌市の運用</p> <p>札幌市においては、上記事例において入場を規制するに足りる根拠規定がなく、行政内部の要綱等もない。搬入された廃棄物の確認や指導状況は、計量所職員が搬入申込書の内容を確認し、不明な点は口頭で確認している。また、埋立地場内では搬入指導員が搬入された廃棄物を確認し、不適切な搬入であった場合には持帰り指導を行うほか、疑いがある場合には法令の説明を行い、不適切な搬入の防止に努めているとのこと。</p> <p>3 取るべき対応</p> <p>かかる現状に鑑みると、廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、違法な車両の入場を規制できるようにすることで、札幌市の処分場での不適切な処理を防止できるよう対応するべきである。</p> <p>また、法違反が入場後に発覚した場合にも備えておく必要がある、そのためには搬入者の特定事項が記載された上記申込書が一定期間保管されている必要がある。しかし山口処理場に実際に提出されている上記申込書を一部査閲したところ以下の様なものが散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車及び排出者の住所、連絡先電話番号の記載がないもの。 ・ 産業廃棄物の収集運搬業許可業者として収集運搬していると思われるのに、マニフェストの有無について「無」とされているもの。 <p>また、この申込書の保存期間は3か月と短期である。</p> <p>現状では、入場後又は退場後に法違反が発覚した場合に当該法令違反者を適切に追跡できないことになりかねない。また、申込書が保管されていても連絡先の記載がなければ同様に連絡が取れず、対応が困難となる。</p> <p>ごみ搬入申込書（埋立用）の記載事項は多くないため、自己搬入者に対し適切な記載を依頼するべきである。併せて、保存期間が3か月であるため、搬入指導を受けた搬入者の情報を清掃工場、埋立処理場間で情報共有し不適切な処理を連携して防止するべきである。</p> <p>よって上記のとおり意見する。</p>	<p>するような取組を併せて行います。</p> <p>搬入後に不適切な搬入が判明した場合、搬入申込書により状況を確認することになりますが、搬入申込書は個人情報に当たるため保存期間を3ヶ月と定めています。その期間を過ぎたものは確認ができないことから、これを補完するため、反復して搬入指導を受けた搬入者の情報を清掃工場・埋立処理場間で共有していくよう関係会議などを通じて情報共有を行っており、引き続き搬入指導の向上に努めます。</p>
	<p>【報告書166ページ】</p> <p>3.10 埋立処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山本処理場は備品の管理について、備品整理票の貼付漏れがない事を再確認するべきである。また、備品整理票の不鮮明なものについては、新しいものに貼り替える必要があるといえる。 <p>備品整理票が貼付されていない場合（備品整理票が不鮮明な場合を含む）、備品使用簿に記載されている備品がどれであるか確認することができない。備品使用者はどの備品か理解していても、時間の経過や業務の引継の際にどの備品が使用簿における備品使用かわからなくなる可能性がある。</p>	<p>この度の監査において、数点の備品について備品整理票の貼付漏れや不鮮明なものが確認されました。</p> <p>御意見を受け、既に備品調査を行い、備品整理票のないもの、不鮮明なものについては、備品整理票の再貼付を実施しました。今後は備品整理票の貼付を確実にを行い、適切な備品管理に</p>

	<p>備品整理票の適切な貼付は、備品管理において重要な要素である。</p> <p>【報告書166ページ】 3.10 埋立処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に正しい備品実査を行うべきである。また、定期的な実査も今後していく必要がある。 山本処理場は特に、敷地建物等が他の清掃事務所、清掃工場、処理場と比較して広大なため、より計画的な実査が求められる。 事務所内にある備品が備品使用簿のどの備品であるかの把握は、実査を正しくする必要があるのである。 <p>【報告書192ページ】 3.12 発寒清掃工場、発寒破碎工場の事故について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錆の飛散事故は、速やかに事実を公表するべきである。 発寒清掃工場における錆の飛散事故については、上記のとおり、平成28年4月段階で清掃工場に設置している煙突先端部のノズルカバーに発生した錆が原因であると判断していた。 しかし、札幌市では、かかる錆の飛散事故について、対外的に公表することはなかった。 その理由については、①原因物質である錆は強風で飛散したものと考えられるところ、その範囲は自ずと限られ（清掃工場から半径200メートル程度）、個別対応が可能と考えられたこと、②成分分析によれば、ダイオキシン等の人体に有害な物質は含まれず、健康被害は生じ得ないと考えられたこと、③風評被害が懸念されたこと、等が挙げられている。 この点、本件の賠償については、市税を投入してなされているものであり、その賠償額も巨額である。 それゆえ、これを検証、監視していくためにも、市民に対しては速やかな情報公開が望まれるところである。具体的にいえば、①被害範囲の限定は、あくまでも想定に過ぎず、被害範囲を移動・通過する車両等が存在していることからすれば、適切な賠償には、情報公開が不可欠であること、②情報公開については、健康被害が存在しなければならないという取扱いではあるものの、本件のような広範囲で高額な賠償が生ずる場合には、市民による自治の観点から、事故の原因や内容について、市民に必要な情報が公開される必要がある、③風評被害については、専門部署の対応によって処理できる、といった理由により、情報公開がはばかれる理由はないと考えられる。 従って、本件事故のように、清掃工場に関する規模の大きな事故については、市民に対する説明会や説明文書の配布が検討されるべきである。 	<p>努めます。</p> <p>山本処理場で使用している備品について、備品整理票が貼られていないものが数点あり、備品使用簿に記載されている備品の確認に時間を要する状況にありました。 御意見を受け、既に備品実査を行い備品整理票の再貼付を行いました。今後は定期的な実査を行い、適切な備品管理に努めます。</p> <p>発寒清掃工場における錆の飛散事故については、影響範囲が一定程度に限られること、飛散物の成分分析結果から健康への影響はないものと判断されたことなどの理由により、対外的な公表までは必要ないと判断しました。 御意見を受け、今後は、広報課・人事課により作成された「事件・事故発生時の対応マニュアル」（平成28年11月14日策定・平成29年3月17日改訂）に沿って対応してまいります。</p>
--	---	--

	<p>【報告書193ページ】</p> <p>3.1.2 発寒清掃工場、発寒破碎工場の事故について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破碎機の防爆を十全化するため多重的な対応策を実施すべきである。 <p>発寒破碎工場での爆発ないし火災事故では、いずれもガス検知器及び蒸気充填装置が稼働していた。</p> <p>それにもかかわらず爆発等が発生した原因については、正確な原因は特定できていないものの、回収物に高い燃焼力を持った可燃性ガスが混入していたためと考えられる。</p> <p>札幌市としては、これらの高度燃焼物といった危険物が混入しないよう、広報を通じて市民に周知を図り、特に自己搬入者に対してはチラシの配布を行って、混入防止を徹底している。</p> <p>しかし、こうした搬入者側での対応については、いかにこれを徹底しようとも、過誤は生じうるところであり、危険物混入の排除としては不十分である。</p> <p>すなわち、破碎工場における火災事故については、火災による人的被害はもちろんのこと、これによる環境汚染等、より広範囲に渡る甚大な人的・物的被害が生じうる可能性が否定できない。そこで、清掃工場や破碎工場といった巨大プラントでは、多層的な防護を施行することが求められる。</p> <p>本件事故において、現在稼働している防爆装置が万能ではないことが判明しているところ、今後は、搬入者においてなお危険物混入が見落とされ、これが破碎機に混入された場合にも、破碎機内での爆発や火災が起きないように対策を行っていく必要がある。</p> <p>従って、防爆装置の機能面の検討（耐用年数や効果検証の確認）のほか、搬入段階での展開確認等といった、未然の防衛策についても十分な検討がなされるべきである。</p>	<p>発寒破碎工場では、爆発・火災事故防止のため、破碎機にはガス検知器及び蒸気充填装置が設備されておりますが、これらの装置が正常に稼働していたのにもかかわらず爆発事故が発生しました。</p> <p>御意見を受け、防爆装置の機能面の検討については、既に一定の防爆・安全対策を行っており、更なる対策は難しいことから、今後の対策として、危険物などの排出抑制や破碎機への混入抑制について、優先的に取り組みます。</p>
<p>一般財団法人札幌市環境事業公社 （所管：環境局環境事業部）</p>	<p>【報告書183ページ】</p> <p>3.1.1 一般財団法人札幌市環境事業公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行業者の施設、人員、及び財政的基礎の調査を十分に行うべきである。 <p>環境事業公社は事業系一般廃棄物収集運搬に関する唯一の許可業者であるが、実際の収集運搬業務は現行7社が代行しているのであるから、環境事業公社において当該代行業者の施設、人員、及び経済的基礎を確認するべきである。</p> <p>この点、公社は札幌市の求めに応じ、平成20年度までは代行業者の損益状況について資料の提出を受けていたが、平成21年度以降は札幌市からの報告が求められていないことを理由に資料の提出を受けていないとのことである。札幌市が平成20年度以前と平成21年度以降で取扱いの変更をした趣旨は明らかにならなかったが、新規業者の参入という形での競争性を排除して現行7社に固定して代行を継続するのであれば、毎年財務諸表の提出を受けるなど、最低限の財政的基礎の確認を行うことが、その取扱いの正当化のために必要と考える。</p> <p>よって、上記のとおり意見する。</p>	<p>従前より車両の保有台数や従事者名簿を提出させておりますが、さらに代行各社より損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を提出させ財政状況を把握します。</p>

	<p>【報告書183ページ】</p> <p>3.1.1 一般財団法人札幌市環境事業公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行業務に従事する作業員への支払賃金のほか、正規職員・非正規職員の比率などの状況を把握して、雇用の安定化による業務水準の維持等を要請するべきである。 <p>家庭ごみの収集運搬業務については、札幌市では労働条件調査をしており、委託先作業員の平均賃金等を認識しているが、公社ではそのような取扱いはしていない。</p> <p>しかし、環境事業公社の代行先である現行7社は、札幌市が家庭ごみの収集運搬業務を委託している現行8社と全て重複していることに鑑みると、少なくとも代行業務に従事する作業員における正規職員・非正規職員の比率等を把握し、業務水準の維持に向けた雇用の安定化等への配慮を要請して行くべきであると考えます。</p> <p>よって、上記のとおり意見する。</p>	<p>代行各社の従事者の賃金、正規職員・非正規職員の比率などの労働条件を調査し、必要があれば改善を要請することとします。</p>
	<p>【報告書189ページ】</p> <p>3.1.1 一般財団法人札幌市環境事業公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境事業公社は定期的に備品の実査を行って、台帳にない備品の存在に気付いた際には、その帰属について検討するべきである。上記備品は、環境事業公社が日々の業務で使っているものであると言えるので、実査等で気づくことも可能であった。 <p>環境事業公社は定期的に札幌市と連絡を取り合い、台帳に記載のない備品の所在について確認を受けるべきである。</p> <p>備品の所属が曖昧だと、資産の紛失があっても誰も気が付かないこととなる。また、資産の流用が生じる可能性が高まるため、備品管理についての管理責任を明確にすべきである。</p>	<p>実査時の御意見に基づき、施設内の備品について、台帳・備品シール・現物を札幌市と協力して確認を行います。</p> <p>また、所有者が不明な備品が発見された場合は、帰属先を明確にするため札幌市と協議を行います。</p>